

289

289-Y224ウ



1200500732625



始



124N10

289
Y224

①

陸軍大將 荒木貞夫閣下 筆
昭孔音陸

筆下閣夫貞木荒 將大軍陸

大義名分
昭和二十一年八月
亞山先生也

陸軍中將 佐藤清勝閣下筆

君天下
三魁
秀峰先生

德富蘇峰先生筆

玉律
一契
八七

頭山滿先生筆

三19.8.1

前文部大臣 橋田邦彦先生筆

忠魂
美大
聖

陸軍大將 荒木貞夫閣下筆

萬古
高風
貞夫

法學博士 寛克彦先生筆

皇
夫人
美大

元外務大臣 松岡洋右閣下筆

至誠
通天
美大

子爵 福羽美静閣下筆

蘇大武
美大
美大

子爵 黒田清綱閣下筆

山
美大
美大

子爵 福羽美静閣下筆

小野
美大
美大

酒折祠碑

日本武舉既平東夷還次甲斐國酒折宮此為
 且舊址有祠享祀不解者十六百有餘年于今
 矣其地不勝量仰之至樹石廟庭謹為之銘
 嗚呼 皇德千載之下八埏之外靡不被
 其化焉若夫底績之著則史籍庶然此不復序
 銘曰 維神開國皇舉其綱要業未服足其強
 盜律哉 帝子是民之望爰提神劍經營四方
 身即授首蝦夷來王成德所及莫不披襟禮旋
 作詠新鑿之章鐘鐃遺響千載流芳允文允武
 威化洋洋縣縣洪趾素宇以康
 實曆十二年壬午夏四月

山縣昌貞謹撰
 加藤 翼拜書

酒折祠碑

吾孺森碑

舟得者岸 尊既平蝦夷還巡常
 甲衣野之地及登確也宿願望歎曰吾孺者
 耶山東諸國乎曰吾孺蓋自是始矣爾後
 海多建其祠而下祀之身飾亦有吾孺森碑
 去是 橋殿之表雖史所不載而人
 是碑蓋衣冠乃今新之石蓋以示不朽也
 夫 樓之精壯雖毅於大夫共聞之

吾孺森碑

木雖不改其容而 尊之一堂長為山
 通稱者孰且不欣戴之哉若且神靈復祀於十
 後而至于今者則別有祠堂符威屬銘曰
 吾孺之國吾孺之森邦彥國媛千載之明徑天而
 隆也靈殿其運前
 明和三年丙戌孟夏建
 武藏藤原傳右謹撰
 波大平 拜書

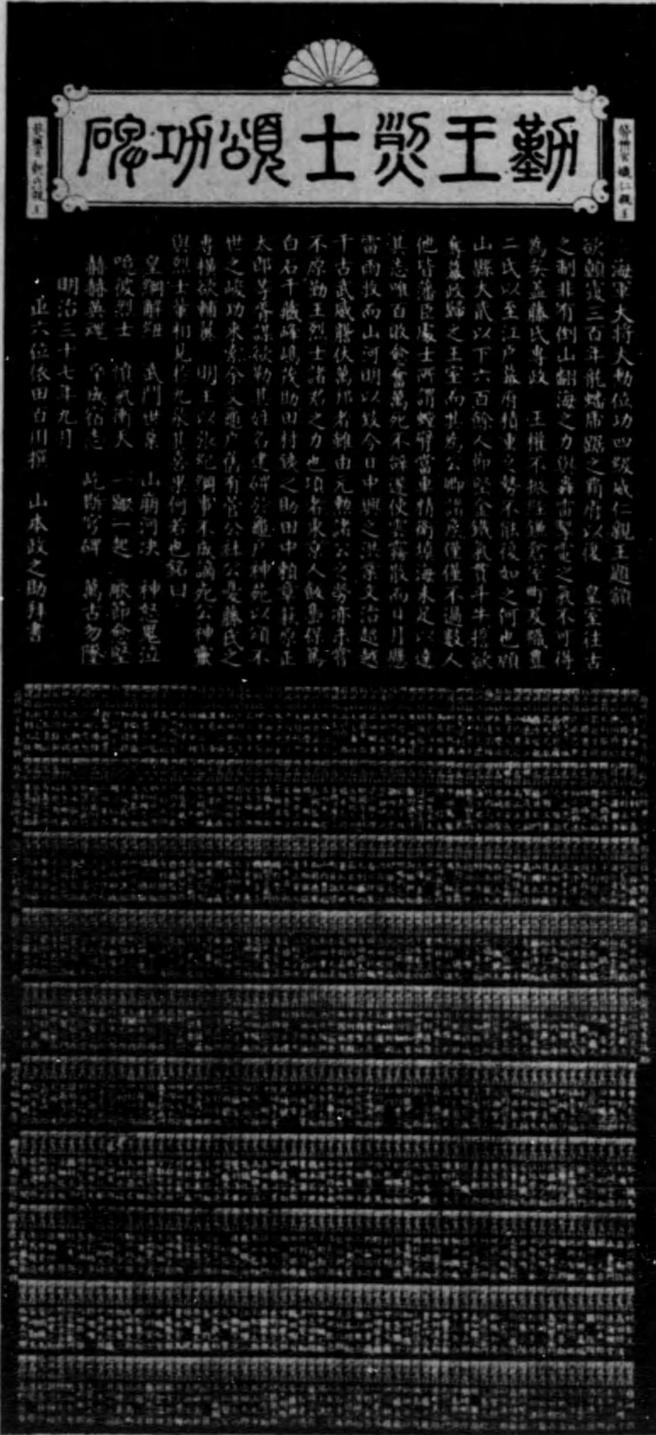
9/8
3/7

序

論語に云ふ子曰く志士仁人は生を求めて以て仁を害することなく身を殺して以て仁をなすことあり」と仁は即ち儒教に説かるる至大至高の徳である。大貳先生此の語を引用して、柳子新論に、「吾奚んぞ坐して之を視るに忍びんや。身を殺して仁を成す。君子の辭せざる所なり。」と述べて居る。更に我が國體の尊嚴性を説きて國民は擧つて

天皇に歸一し奉るべき大精神を明にして居る。此等を勸へ合する時に、先生の燃ゆるが如き、尊皇愛國の赤誠が、躍如として窺ひ知られるのである。討幕勤皇の大理想完遂の爲には、常に身を鴻毛の輕きに比し、威武にも屈せず、權勢にも懼れず、毅然たる信念を以て終始したのは、眞に國民の景仰追慕措く能はざる所である。

今や、大東亞戦争の目的達成の爲に、一億國民總蹶起して、皇政を翼賛し奉る秋に當り、我が郷土の勤皇家山縣大貳先生の烈々たる精神を繼承して、誓つて、臣道實踐



勤皇烈士頌功碑 在東京都龜戸天神社域

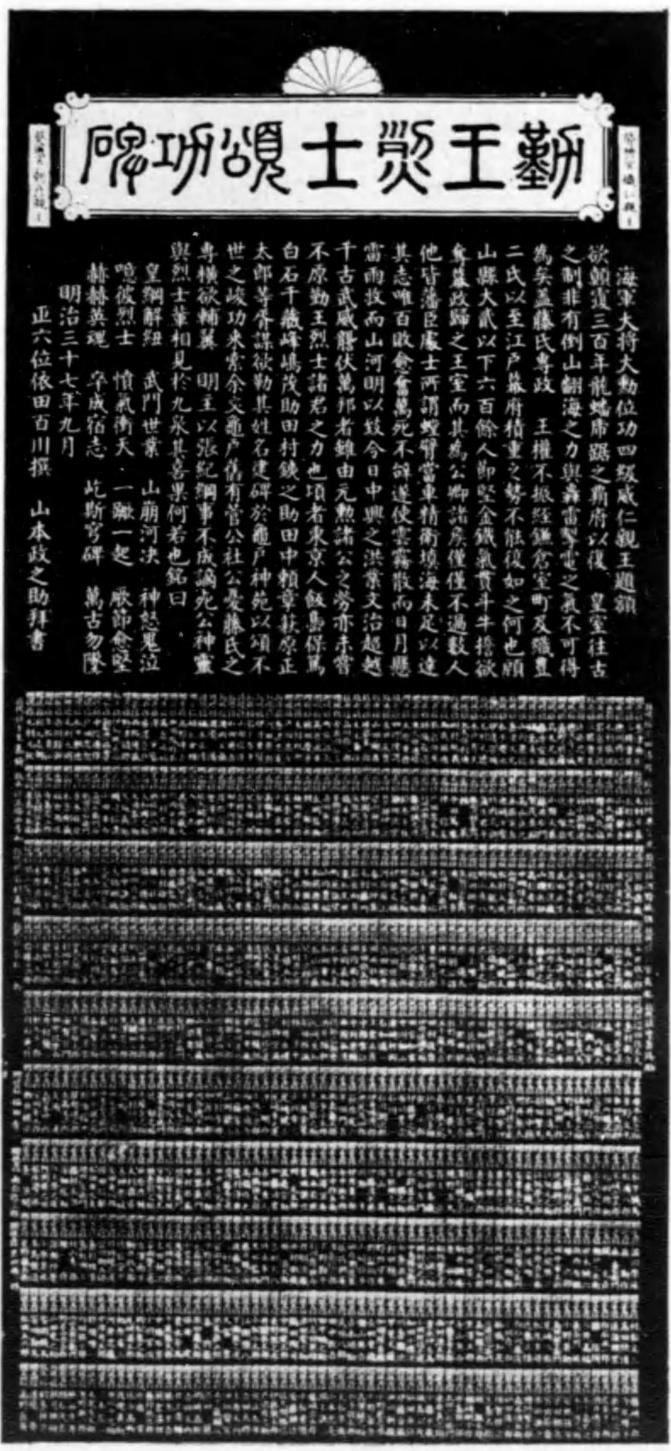
9/8 7
3/7 7

序

論語に云ふ子曰く、志士仁人は生を求めて以て仁を害することなく、身を殺して以て仁をなすことあり」と、仁は即ち儒教に説かるる至大至高の徳である。大貳先生此の語を引用して、柳子新論に、「吾奚んぞ坐して之を視るに忍びんや。身を殺して仁を成す。君子の辭せざる所なり。」と述べて居る。更に我が國體の尊嚴性を説きて國民は擧つて

天皇に歸一し奉るべき大精神を明にして居る。此等を勘へ合する時に、先生の燃ゆるが如き、尊皇愛國の赤誠が、躍如として窺ひ知られるのである。討幕勤皇の大理想完遂の爲には、常に身を鴻毛の輕きに比し、威武にも屈せず、權勢にも懼れず、毅然たる信念を以て終始したのは、眞に國民の景仰追慕措く能はざる所である。

今や、大東亞戦争の目的達成の爲に、一億國民總蹶起して、皇政を翼賛し奉る秋に當り、我が郷土の勤皇家山縣大貳先生の烈々たる精神を繼承して、誓つて、臣道實踐



勤皇烈士頌功碑 在東京都龜戸天神社域

の實績を揚げなければならぬ。茲に本書の發刊を見、その内容を閱するに、克く先生の勤皇精神の由來を述べ、國民思想昂揚の上に裨益する所尠からざるを信じ、肯て一言を寄せて、序言となす所以である。

昭和十九年六月一日

山梨縣知事 多 湖 實 夫

目 次

| | |
|--------------|---|
| 一、山縣大貳先生略傳 | 一 |
| 二、聖恩に浴し奉る | 八 |
| 三、祭神に齋き祀らる | 九 |
| 四、純忠至誠萬世之師 | 三 |
| 五、勤皇精神の由來 | 四 |
| 一、遺 傳 の 力 | 四 |
| 二、刻苦精勵の賜 | 五 |
| 三、師兄の薰陶と感化 | 七 |
| イ、山縣昌樹の感化 | 七 |
| ロ、加賀美光章の尊皇思想 | 九 |
| い、朱子學の大要 | 三 |

| | |
|------------------|----|
| ろ、山崎闇齋の學派…………… | 三四 |
| は、三宅尙齋の思想…………… | 三九 |
| に、玉木葦齋の神道…………… | 四〇 |
| ハ、五味國鼎の復古思想…………… | 四一 |
| い、荻生徂徠の學說…………… | 四三 |
| ろ、太宰春臺の思想…………… | 四四 |
| ニ、吉川新助の事蹟…………… | 四九 |
| 四、切瑳の朋 琢磨の友…………… | 五一 |
| イ、竹内式部の勤皇思想…………… | 五一 |
| い、奉公心得書…………… | 五四 |
| ろ、寶曆事變…………… | 五八 |
| は、明和事變…………… | 六〇 |
| ロ、藤井右門の事蹟…………… | 六三 |
| ハ、柴田正武の事蹟…………… | 六六 |

| | |
|----------------|----|
| ニ、天龍道人の事蹟…………… | 七一 |
| ホ、加藤竹亭其の他…………… | 七五 |
| 五、左傳と保建大記…………… | 七六 |

六、勤皇思想……………

| | |
|-----------------------|----|
| 一、柳子新論…………… | 八六 |
| イ、我が國體…………… | 九〇 |
| 神皇基を肇む…………… | 九一 |
| 神器移らす…………… | 九一 |
| 天に二日なく民に二王なし…………… | 九一 |
| 衆星の北辰に拱ふが如し…………… | 九二 |
| 先皇の民を視る其の子を視るが如し…………… | 九二 |
| 鯨寡咸く其の徳を被れり…………… | 九三 |
| 先王の治…………… | 九三 |
| ロ、非政弊風…………… | 九四 |

治道の害……………九五

義なく制なし……………九五

尊卑の序を失ふ……………九六

濫りに官號を冒す……………九六

笑ふべく歎くべし……………九六

我が徒亦た將た安くに依らん……………九七

澆季の弊……………九六

故事のみ……………九六

賄賂朝野に公行す……………九九

尙武卑文……………九九

冗官倍々多し……………九九

曲從阿諛……………一〇〇

飽食暖衣……………一〇〇

窮乏死に至るも曾て回顧せず……………一〇〇

收むる所は斗升に過ぎず……………一〇一

官其の制なし……………一〇一

無頼の民都下に潜匿す……………一〇二

士氣の衰へたるや窮まれり……………一〇二

民寧處に違あらず……………一〇三

蠻夷の爲す所なり……………一〇三

農事日に怠る……………一〇四

天下の不利……………一〇四

教化の害……………一〇五

風俗の害……………一〇五

政事の害……………一〇六

人情の害……………一〇六

制令の害……………一〇六

ハ、救國安民……………一〇七

| | |
|-------|-----|
| 皇政復古 | 108 |
| 得一の道 | 108 |
| 大害 | 109 |
| 天下の大政 | 109 |
| 文武 | 110 |
| 抑末復本 | 110 |
| 治民の害 | 111 |
| 編伍の制 | 111 |
| 良民 | 111 |
| 人材登用 | 112 |
| 勸士の道 | 112 |
| 歸仁 | 112 |
| 安民の道 | 113 |
| 勸農 | 114 |

| | |
|--------------|-----|
| 蕩々平々 | 114 |
| 天下の大利 | 114 |
| 食貨の政 | 115 |
| 興利除害 | 115 |
| 天下の福 | 116 |
| 勸善懲惡 | 116 |
| 仁者 | 117 |
| 興利の道 | 117 |
| 唯だ人を得るにあり | 118 |
| 富國強兵 | 118 |
| 天下の難己まん | 118 |
| ニ、不惜身命 | 119 |
| 忠臣の力 | 119 |
| 一人其の非を知るものなし | 120 |

機失ふべからず……………一三〇

身を殺して仁を成す……………一三〇

二、聲を呑みて泣く……………一三二

三、敬……………一三六

四、景仰の至りに勝へず……………一三七

五、能く古道を復す……………一三〇

七、史編に薫る……………一三三

(完)

勤皇家山縣大貳先生

赤岡重樹著



一、大貳先生の略傳

我が郷土の偉人、勤皇家山縣大貳先生は、享保十年、月日未詳中巨摩郡龍王村篠原字六本柳柳莊山縣大貳先生誕生之地と云ふ所の祖先傳來の地に生れた。父は村瀬清左衛門爲信野澤備右衛門改名、母は樋口氏、幼名は何と云ふか不明である。明和風土記に喜間太とあるも採らず。或は軍治

先生には色々の御名前があるが、一般には大貳として知られ、裁決申渡書にも明かに山縣大貳亥四十と記されて居る。先生が何故に大貳名を用ひられたか、又何時頃から唱へられたかは全々不明である。柳子新論の正名篇によれば、世人徒らに官名官職名を濫用することの弊を誠めて居るに拘はらず、先生自ら之を使用せらるること

とは、御説と矛盾する様にも思はれる。大貳は職名である。職原鈔によれば、太宰府の次官名で、參議散二三位か、非參議の四位の者が任ぜられ、權帥が任ぜられない時に任ぜられる先例である。竹内敬持が式部を用ひ、藤井直明が右門を名乗るのも、三氏一脈相通するものがあるが如くに思はれる。普通に昌貞跡・柳莊跡を以て親まれて居るが、惟貞・子恒・公勝・洞齋等も用ひられ、特に與力時代には村瀬軍治と名乗られて居つた。生れながらにして聰明叡智、俊敏の才能を有し、所謂、「梅檀、根芽漸生長、纒、欲成樹、香氣昌盛」觀佛三昧經の素質を持つて居つた。御兄弟は七人事蹟考に據る三男四女、先生は次男で、兄を昌樹と云ひ、弟は武門と云ふことは世間既に周知の所である。先生が父母に連れられて甲府に移り住む様になつたのは、恐らく先生二三歳の頃、未だ襁褓もとれぬ乳房の時代であつた。甲府の住宅は、只今の山梨縣病院の裏手で、百石町通り、十字路の西南の角屋敷一体の地域二百五拾坪の地域である。元來此の屋敷は甲府城勤番與力村瀬清左衛門の拜領組屋敷で、父の爲信が、與力村瀬家を襲得するに及んで、家を擧げて此の地に移り住む様になつたのである。故に百石町は先生にとつては、思ひ出深い有縁の土地であつて、先生が後年大義名分を唱へ、尊皇愛國の志士として、雷名を天下に轟かす素質は、實に此の地から育成せられたのである。先

生の幼少時代に於ける動靜は、得て知ることには出來ないが、先生拾歳の頃始めて加賀美光章先生の環松塾に入つて、教を受くることになつた。當時先生と机を並べて勉強した兒童には、馬場徵信・上野廣俊・磯部正紳・古屋眞章・上矢敲氷等の如き、後世名を成した逸駿の兒も少くなかつた。環松塾に於ける修學年限は詳かでないが、光章先生の薰陶感化が、この純眞無垢にして感激性に富む、少年大貳先生の精神に、深刻に刻み付けられたことは言ふ迄もない。一點の墨痕も一度白紙に印せしむれば、如何にしても吸ひ取ることは出來ぬ。第一印象こそ其の人の生涯を支配する原動力となることは、先哲の既に示す所である。本教の教(加賀美光章先生の教)を會得し、皇道の精神に徹した先生は、更に五味國鼎先生の門に入つて漢學を學び、護國派の學派に接した。和漢兩様の學を修得した先生の思想、學識は、牢固として抜くことが出來ない。確乎不拔の大精神は、此の時既に根底が植ゑ付けられたのである。先生拾四歳の時に兄の昌樹が家を襲ぎ與力となり、名を村瀬清左衛門爲清と改めた。兄の與力時代は八ヶ年で、先生二十一歳の時に病氣の爲に致仕し、先生が代つて相續し、名前を村瀬軍治と改めて、甲府城に勤仕することになつた。一体甲府城與力は、大手、山手各々拾人宛、計貳拾人で、高は現米八拾石、内二人宛大手二人、山手二人、町方御用掛りとなり、専ら町方監

察の任にあつた。先生の家は山手組に屬し屋敷は百石町拾八番に拜領した。當時山手組同役の勤士としては、水野傳吉野尻善左衛門、野尻善左衛門表佐土町、小泉新五郎同嶋田老、之助百石町、佐久間祖七町代官、田中善次郎同上、吉川政八郎同上、新助七左衛門、布施金之助同上、小林森右衛門納戸小路、假御抱入布施貞之進以上、文の同輩があつた。與力は家祿は低く素より御目見以下であるから、旗本ではないが権力は相當にあつた。其の上拾人の内二人は町方加勤として町方事務に關係するが、残り八人で輪番勤の爲に時間にも相當の餘裕があつて、武道修練、學問出精には至極好都合な役向である。先生がやがて兵學に精通する所以は、斯る環境の中に培養せられたことを認めねばならぬ。先生兵學の師は元より不明であるが、予は茲に同役吉川新助正の氏名を擧げて置き度いと思ふ。吉川新助の條参照

先生の兵書に精通し、兵學に熟達して居つたことは、二十三歳で既に生徒を集めて教授し、兵叢及び行兵條の二著書あるを以て見ても知ることが出来る。先生の與力時代約六ヶ年の生活は、要するに讀書、窮理の時代で、諸子百家を涉獵し、刻苦勉勵、能く萬卷の書を繙き、思想愈々堅固に、文藻益々進境を示すに至つた。

先生の生涯は決して平々坦々たる生涯ではない。どちらかと云へば、寧ろ苦難の

生涯である。苦難の第一歩は寛延三年、先生二十六歳の時から始まるのである。同年八月十一日愛弟武門が飯田新町名主五兵衛の伴新三郎を殺害したことは、先生にとつては慮外の出来事であつた。而し冷靜沈着、敢て動するの色なく、兄昌樹と共に徐ろに之に善處し、其の萬全を計つたが、終に其の犯罪に依つて逼塞を命ぜられ、後に籍は没し家祿は褫奪せらるるに至つた。寄る邊を喪ふた先生は、蹶然故郷を去つて東都に向ひ、村瀬軍治を棄てて本姓山縣昌貞に復し醫名洞齋と號した。多分秋風ひとしほ身に浸む頃ほひ、飄然として笹子・小佛二嶺を越えられたことと思はれる。

江戸に出た先生は、先以て生活の資を求めねばならぬ。先生は之を醫術の開業に求め、請はるるままに療を治し樂を投じ、又子弟を教授して纔に糊口を糊する事を得た。而し生活苦闘は先生にとつては肯て意とする所ではない。清貧に甘んじ清節を守り、孜孜として倦まず、黙々として怠らず、大義に徹し、名分を明かにする所以の途は、斯る生活環境の中に、自ら一步一步前進しつつあることを否定する事は出来ぬ。

苦闘三年、死灰再燃して寶曆四年の秋、先生年三十の時に誤つて微官を得て、大岡家に出仕し、上總國勝浦の代官となつた。普通人ならば一躍代官に拔擢されることは、終生の榮譽である。而し先生にとつては餘りにも得意の榮冠でもなかつた。税政

百出、弊風横行、群小彙進、事志と違ひ、抱負も經倫も施すに術なく、將に君子人の厭惡を招きしも無理ならぬことである。忍從茲に五年有餘、再び去つて浪人の生活に復歸した。

大岡家を去り再び處士となるや、居を江戸八丁堀長澤町にトし、帷を下して専ら儒學及び兵學を教授した。先生の名聲は日々に高まり、其の徳を慕ひ其の說に服し、期せずして集まり來る者、實に三千人の多きに達したと云ふことである。先生の説く所語る所、引例該博、俊烈を極め、其の大義名分を説くや、微に入り細に亘り、聽者をして自ら膝を打つて嗟嘆せしむるの概があつた。之が爲に各藩競ふて諸士を送りて贊を通し、家士、浪士、醫師等、苟も嚮學に志しあるの徒は、争つて其の門に蟄集した。

當時幕政弛廢し、民心漸く離叛し、尊皇斥霸の思想が隠然として昂騰し、大勢如何ともすべからざる狀相を呈するに至つた。先生深く期する所ありて、勤皇の志士、竹内式部・藤井右門等と相通じ、陰に陽に、大義名分を説き、尊皇賤霸の所以を明にし、霸道を倒して、皇道政治の復古主義を鼓吹した。さらぬだに、寶曆事變以後幕府は極度に警戒と彈壓とを怠らなかつたが、將軍麾下に於いて先生の存在は確に一大恐畏であつたに違ひない。而し先生の態度と主義主張とは、それが爲に何等の痛痒を感ずる

ものではない。毅然として威武にも屈せず、權勢にも懼れないのは、眞に純忠至誠、勤皇愛國の志に燃ゆるに非ずんば到底なし得ざる所である。

はたせるかな、茲に一の事變が持ち上がつて來た。即ち明和事變である。明和事變は寶曆事變寶曆事變
項参照と因果關係を有し、東西相應じて一脈相通するものあるは、容易に推定し得る所である。時勢の推移と情勢の不利とは、刻々に先生の身邊に肉迫し、豫感と明察とは、先生をして一大覺悟と決心とを促すに至つた。危難と迫害とは、先生にとつては敢て意とする所ではないが、只目的半ばにして挫折することは、先生にとつて何よりも苦痛であつたに違ひない。自ら難に投じ身を犠牲に供し、只管君國の爲に至誠奉公の誠を盡し、一死以て君恩に酬ひ奉らんとする、先生の死生觀こそは、眞に我國民の有すべき最高にして且崇高なる日本精神と謂はねばならぬ。明和四年二月十八日、明和の事變に坐し、永澤町の自宅に於て縛に就き、即日傳馬町の牢獄に投ぜらるる御身となつた。

獄中の作

曇るともなにかうらみん月こよひ

はれをまつべき身にしあらねは

此の時先生の同志竹内式部・藤井右門を始め、連累者恩師加賀美光章先生、及び光起、兄齋宮、以下豊島豊洲・澤田東江・今澤大進等の諸子も相前後して江戸に檻致せられ、囹圄の人となつた。斷獄實に半歳の長きに亘り、訊鞠糺明嚴重を極め、先生百方辯疏し、只、御政道を正道に歸し奉らんとする外に何等存念更に之れ無き旨陳訴すると雖も、幕府終に聽入られず、八月廿一日獄案判決し、即日死罪を申渡された。嗚呼、先生大義に死し、名分に生く。勸皇家山縣大貳先生、時に歳四十三歳である。

二、聖恩に浴し奉る

明和四年八月廿一日、先生が非命に斃れてから、歲月は流れて茲に百拾有四年、明治十三年六月、長くも

聖駕、山梨・三重・京都の一府二縣の、御巡幸に際し、慮らずも、先生の事、天聽に達せられ、是月廿一日、惘然に思召され、特に祭柩料を賜はり、縣官員をして龍王村金剛寺の墓前に於て祭典を行はしめられた。又侍從北條氏恭を遣はされ、奠墓の榮に浴し、越えて同廿四年十二月、特旨を以て正四位を贈られ、更に同四十五年四月二

日、大正天皇、東宮御在位の御時、先生の墓地管理人を召させられ、祭柩料を御下賜あらせられた。重々の御聖恩に浴し、先生の忠魂永久に餘榮ありと謂ふべきである。

甲州處士故山縣大貳夙ニ

皇室ノ陵遲ヲ憂ヒ講兵著書遂ニ非命ニ斃レ候段惘然ニ被思召候 中巨摩郡龍王

村金剛寺ハ墳墓ノアル所ニシテ 忝ク

御巡幸ノ途ニ接ス 因テ 特旨ヲ以テ金貳拾圓ヲ賜候條其縣ニ於テ祭典執行可

致候事

明治十三年六月廿一日

太政大臣 三 條 實 美

三、祭神に齋き祀らる

先生、夙に 皇室の陵遲を憂ひ、大義を唱へ、名分を正し、以て尊皇斥霸の實を昂げしめんとせられたが、當時幕府の餘勢未だ衰へず、遂に非命に殞れたることは、誠に縣民の痛恨哀惜の情に堪へない所である。先に、忝くも

聖恩に浴し、縣民の追慕愈々急にして、明治三十五年三月、村内有志並に山梨縣教育會

贊助の下に、茲に山縣會の組織を見、山縣神社創建の議を進むるに至つた。尋いで大正八年十一月、改めて山縣神社創建會設立せられ、本縣知事長野幹氏を總裁に、廣瀬和育氏を會長に推し、官民協力して、社殿の造營、社地の整備等着々として進捗し、同十年九月全く竣工を見るに至つた。地は中巨摩郡龍王村篠原金剛寺墓畔で、中央線龍王驛から南拾丁、山梨電鐵板驛から北七丁、先生有縁の土地である。而して同年同月神社創建の許可を得、同月二十二日御鎮座祭を執行し、同日縣社に列し、神饌幣帛料供進神社に指定せられた。爾後毎歲九月二十二日を以て例祭と定め、縣民の崇敬愈々深きを加ふるに至つた。

山縣神社奉讃歌

- 一、妖しき雲のひろこりて 御光ために影くらく
- あやめもわかぬ天の下 迷ひも夢のうたてさよ
- 二、臣のふむべき正道を 世に示さむと吹きたちし
- その神風にはらはれて 御空は晴れぬ隅もなく
- 三、昔にかへる大御代の ひかり輝く天津日に
- 高き勳は顯れて 護國の神と仰がれぬ

山縣神社創建之碑 在山縣神社神域

尊王之説唱之於寶曆之前者有若熊澤蕃山徳川西山淺見綱齋道之於明和之後者有若中井履軒蒲生脩靜藤田幽谷頼山陽然至忠憤慷慨名分斷大義遂殞命幕吏之手則以我柳莊山縣先生爲稱首後百餘年王政復古志士雲興爭赴國難以翼賛大業者安知非聞先生之風而感憤興起哉明治中 天子嘉其死節贈正四位賜祭祀料我山梨縣人爲深感激同志相謀修墓建碑三十五年創山縣會講明先生之道以振作士氣大正八年設山縣神社創建會經始祠宇至十年官允列縣社於是縣人相率助費以廣社殿規模今茲告工竣結構莊重使人愈仰神德之高焉頃者請余文記其顛末余謂神社建固雖曰先生之德之所致而自非由同志諸士讀其書慕其人深且切安能至此書以諗來者

昭和二年十二月

樞密顧問官正三位勳一等 石原健三撰并書

山縣神社創建會建

四、純忠至誠萬世之師

先生の偉烈は赫々として輝き、日月と共に其の光を争ひ、萬古垂範の勳を示す。實に至誠一貫・誠忠憂國の士と謂はねばならぬ。之が爲に後人の遺徳を追慕し、詞を寄せて讃仰する者多く、以て先生の業績・徳化の偉且大なるを窺ひ知る事が出来る。

山縣神社所藏 (次第不同)

頭山滿先生

純忠至誠萬世之師 (軸物)

尊皇敬國 (額)

至誠純忠 (色紙)

至誠一貫 (色紙)

極天護皇基 (色紙)

陸軍大將荒木貞夫閣下

德音孔昭 皇紀二千六百年 (額)

萬古高風 (色紙)

文部大臣橋田邦彦閣下

忠魂照萬古 (色紙)

侯爵西郷從徳閣下

存忠孝行仁義事 (額)

伯爵柳原義光閣下

公心如日月 (額)

子爵黒田清綱閣下

いにしへによをかへさんとふき立し

ひひきは高し甲斐のやま風

子爵福羽美靜閣下

山縣大貳君をよめる中

身をすてしかひはありけり甲斐の山

むかしにまさる御世は出來つ

山縣の君藤井の君竹内

の君の御まつりに

そのかみの君かいきをに日のもとの
道ある世とはかへりけるかな

法學博士寛克彦閣下

皇に齋く大人のまことの火は燃えて
ひかりひろこり果し知らずも

五、勤皇精神の由來

一、遺傳の力

大貳先生は武田信玄公の武將、山縣三郎兵衛昌景の後裔であると云ふことに、意見
が略ぼ一致して居る所である。昌景は信玄公隨一の謀將智帥で、各戦役に於いて赫
々たる武勳を遺したことは、史上既に明なる事實である。就中天正元年四月十二日、
信玄公信州伊奈の駒場に於て臨終の際に、山縣三郎兵衛を召して「明日は其方旗を

ば、瀬田にたて候へ」甲陽軍鑑と遺言せられしを以て見ても、其の信任と智略の程が窺ひ知
られるのである。祖先に於て斯る英傑を有する先生の血脈中には、先天的に祖先傳
來の脈々として流れ來つた潜在性のあることを思はざるを得ない。遺傳力の輕視
すべからざるは、遺傳學の教ゆる所であるが、先生の如き武士道の氣質は決して一朝
一夕にして養はるべきものではない。柳子新論跋文に「吾家居之六世焉」とあり、
又先生の祖父山縣澤右衛門の由緒書上の寶永二年浪人改帳に「高祖父、山縣三郎兵
衛、曾祖父野澤太郎右衛門、祖父同惣右衛門、父同太郎衛門」とあれば、先生は既に自家
の出自について、十二分に御承知であると共に、祖先を辱かしめず、家名尊重の意識が
強烈に内在して居つたことは容易に窺はれるのである。この潜在意識、即ち武家傳
來の武士道精神が、やがて先生の磐石心、鐵石心を培養する素因となつたことは、見道
がし得ない事實である。

二、刻苦精勵の賜

大貳先生は産れながらにして、天賦の才能を有し、聰明叡智よく諸子百家の書を涉
獵し、博學多識、常人の到底企て及ぶべき所ではないが、その半面、先生が如何に精力家

努力家、勤勉家であつたかを忘れることは出来ない。旺盛なる精神力、卓越せる意志、力、之れ皆先生が後天的に自力によつて養はれたる大貳精神である。

先生の偉業偉蹟は、今日先生の遺されたる著書、作品を通して、略ぼその輪廓を窺ひ知ることが出来る。即ち、柳子新論^{卷一}、院政紀略^{卷三}、製作圖式^{卷一}、兵叢^{十二卷或、二十卷}、行兵條^{詳未}、練兵制意^{卷二}、警世兵談^{卷二}、主圖合結記^{但、異、說有}、樂律考註^{卷一}、樂制篇註^{卷一}、復古琴譜^{卷一}、琴學發揮^{卷二}、牙籌譜^{卷一}、醫事撥亂^{卷一}、素問難經^{卷一}、藥方奇書^{卷一}、天啓發蒙^{卷八}、星經陶汰^{卷二}、天啓地義^{卷二}、度考^{詳未}、尺制考証^{詳未}、測海方考^{卷一}、發音略^{卷一}、救荒私議^{卷一}、救荒議略^{卷一}、富國私議^{卷一}、富國議略^{卷一}、戎服考^{卷一}、車服考^{卷一}、戎裝考^{卷一}、悉曇文字考^{卷一}、省私錄^{卷六}、洞齋遺書^{卷八、以上山縣大貳先生、事蹟考に據る}、其の他詩文、和歌・墨蹟・書牘等多數、先生の該博なる知識は只驚嘆するの外はない。保坂氏古日記^{東山梨郡、山町赤尾}に、「尤學問は日本一、共申候程古今の事能まなび其名無隱者之よし」とある所を見れば、當時國人は先生を以て日本一の學者と批判せられて居つたものと見える。先生の斯る該博なる知識は何に依つて養はれたのであるか、勿論恩師の感化薰陶による所頗る大なることは云ふ迄もないが、先生御自身の刻苦精勵の賜であることも認めねばならぬ。先生寸陰を惜み、杜門謝客、病中而も令弟亡命の變に會ふても敢て廢することなく、寧ろ學問によつて佛燄を舒べ、遐想を慰め、起居愈々

安く學問に忠實なること大概斯の如くであつた。名刀は水火の苦難に會ふて、愈々その切れ味を發揮し、人は鍊成鍊磨によつて、愈々人格識見は完成せられるのである。

三、師兄の薰陶と感化

大貳先生は天賦の才能を有し、且つ自力勉學の偉人であることは、前述の如くであるが、更に師兄の薰陶感化の影響を認めざるを得ない。師とは加賀美光章先生と五味國鼎先生で、兄とは山縣昌樹先生である。幼少時代國民學校時代純眞無垢なる白紙的精神の内に、深刻に刻み付けられた第一印象は、決して拭ひ去ることは出来ぬ。善惡共に其の人の一生を支配し、方向を定むるは先人の教ゆる所である。

イ、山縣昌樹の感化

令兄昌樹先生は、先生より三歳の年長で、六七歳の頃父と共に甲府に移り、拾七歳の時に家職を嗣ぎて甲府城與力となり、延享二年病の故を以て致仕し、弟軍治^{大貳先生}に譲つた。其の後は甲府飯田新町・又は龍王新町等に家居し、専ら讀書管絃に親しみ、傍子弟を教授した。寶曆の初め皇都に遊び、白河家について神道を學び、又日野家に從

つて國學を修むるに及び、先生の思想上にも一大黎明を齎した。その上藤井右門・竹内式部等の熱烈なる志士と交を厚うし、屢々諸公卿の門に出入し、禁裡の尊嚴、尊皇の大義・愛國の熱情等、深く此の時に養はれたのである。琴瑟和する兄弟の間柄である先生の思想上に、兄昌樹の感化が如何に偉大でありしかは容易に想像し得るのである。明和の變に連坐し、圓滿院門跡の旅館に於て、竹内式部の子主計と共に捕縛せられ、一旦獄に下り訊問の結果追放に處せられ、餘生を駿河國有渡郡九子驛に送り、寛政十二年閏四月七日、享年七十九歳、天壽を以て終り、墓は同驛長源寺にある。法名、盛高院昌山全樹居士、在世中敬神の念篤く、神祇を敬し、神道を説き、還曆の時に神祇伯白川資延卿より特に綠魂靈神の神號を授けられた。

山縣昌樹諡並祭文

天明二壬寅年十一月昌景末葉源昌樹依願

從白川三位家諡曰

綠魂靈神

掛卷母惶幾綠魂靈神乃宇豆通廣前爾恐美恐美茂啓五申佐久世爾在世之神於敬比國乎思乃德乎慕奉五道乎仰乃輩止俱仁議五掛万久母惶幾神祇乃宮仁請奉五今日

乃此日乃良辰乎撰五廣前爾御食御酒乎備倍乾物生物之種々備倍五壽命留事乃由乎平介久聞召天天下泰平仁玉體安穩爾諸願圓滿仁守其比幸比給倍止恐美恐美母申須
代々守禮賢木君加惠以天万津留魂乃神乃間爾間爾

ロ、加賀美光章の尊皇思想

加賀美光章先生 先生の詳傳は西山梨郡誌に載するを以て、茲では先生の略傳と専ら思想方面について叙述することにする。

先生は元來江戸の幕府旗本の士で、父は間宮高成、母は小花氏、正徳元年二月十五日、小石川小笠原邸に産れた方である。人と爲り惇良、學を好み、幼時神童の譽れ高く、刻苦精勵、精力絶倫を以て聞えた。享保九年八月間宮家は甲府城勤番を命ぜられ、甲府表佐渡町二百拾七番屋敷に坪數四百四拾二坪を賜り、家祿高二百五十俵を拜領した家柄である。孫二郎・新藏・宗七郎・七郎兵衛と相嗣ぎ、享和元年十月間宮十左衛門の時御召によつて新御番へ轉じ、江戸に退轉した。先生が父と共に甲府に参りましたのが拾四歳、拾七歳の時に迎へられて西山梨郡住吉村下小河原の山王權現の祠

官加賀美堯光の養嗣子となり、間宮姓を捨てて始めて加賀美姓を冒すことになった。加賀美家は代々山王權現に奉仕する舊神官で、武家出身の先生が特に此の家を選ばれたのには、何か深い理由が先生の胸中に潜んで居つたのではあるまいか。敬神崇祖は皇國の大道である。先生がやがて國學を窮め、皇道精神を鼓吹する所以も自ら諒解出来ると思ふ。先生が養子せられたのが享保十二年であるが、此の年の六月に、柴宮の神主飯田正紀、西條の神主山本忠告との三人で、相携へて京都に上り、東山の神樂岡に賃借して、所謂、「休道他郷多苦辛、同袍有友自相親、柴扉曉出霜如雪、君汲川流我拾薪」廣瀬淡窓の自炊生活を營みつゝ、師匠の許に通つた。京都では烏谷長庸國學を始め、姉小路實紀和歌、三宅尙齋儒學、玉木葦齋神道、東儀兼連・綾小路俊宗古樂、座田成章有職、曾我部元寬天文等の諸先生について諸學を學んだが、就中三宅尙齋の儒學と玉木葦齋の垂加神道とは、先生の學説を確立せしめたる基礎である。先生は二回京都に上つて居るが、二回目の時に叙爵せられ、從五位下信濃守に任ぜられた。先生京都遊學を終つて歸國してから、専ら環松塾を開いて子弟を教授し、地方文化の進展に貢献する所頗る多かつた。此の時山縣大貳先生を始め、幾多碩學の士を薰陶輩出したのである。東に加賀美光章、西に五味國鼎ありて、共に峽中の雙璧と稱せられ、一時峽中文

化の中心を呈した。明和の變に連坐して一子光起と共に一度圜圜の人となつたが、罪名晴れて郷に歸へり、再び塾生を教へた。天明二年五月廿五日、病を以て歿し、享年七十二歳、先塋の地に葬つた。

先生の著書・作詩文・和歌等頗る多きも、國體を説き、神道を論ぜしものに、神學指要・神學持衡・神學諸説等の名著がある。

先生の國體に對する御考は大體次の如くである。

神學指要 原漢文

一、伏シテ惟レバ、本邦開闢以來、皇統綿綿、其ノ幾千萬載ヲ歴ル事ヲ知ラザル事、猶ヲ太陽ノ天ニ麗テ終古墜ル事ナキガ如シ。乃チ、國常立尊ノ、國常立尊タル所以ナリ。唯、皇統綿々、其ノ幾千萬載ヲ歴ル事ヲ知ラズ。天照大神ニ至リ、靈異ノ資ヲ以テ、乃チ始テ大八洲ヲ統御シ、爰ニ太祖、混元ニ主宰トシ、列祖天地ヲ鎔造スルノ徳功ヲ叙シテ、乃チ紀シテ以テ神世七代トスルノミ。

一、本邦世祚綿々トシテ天壤ト窮マリナシ。凡ソ記載ノ見ル所、鞞譯ノ通スル所、異域與ニ比スル事ナシ。是ノ故ニ、先王修史ノ舉、正ニ皇統ノ至純ヲ明カニスルニアリ。故ニ史ノ法、嫡庶ノ分ニ於テ、必ず其ノ稱ヲ嚴ニシテ、以テ尊卑ヲ定ム。嫌疑ノ間ニ於

テ、必ズ其ノ情ヲ審ニシテ以テ假濫ヲ防グ。皆ナ、聖祖ノ統ヲ尙ブ所以ナリ。
 一、然レドモ、皇統ノ承ル所、神胤ノ本ク所、炳トシテ日星ノ如シ。
 一、夫レ日月ノ常ニ存シテ墜ル事ナク、寒暑ノ消長窮ラザル者ハ、天道ノ誠ナリ。本邦、
 世祚ノ隆赫猶ヲ、日月ノ天ニ麗クカ如シ。西土國姓ノ屢々改ムルハ、猶ヲ寒暑ノ時ア
 ルガ如キカ。要ハ亦天ノ使ムル所ノミ。豈人力ノ能ク爲ル所ナランヤ。然ルニ、天
 ニ二日ナキヲ以テ、之ヲ觀レバ、吾國ノ道、豈專ラ天道ノ常ナル者ヲ得ルニアラズヤ。
 諸レヲ宇宙ニ推スニ、孰カ敢テ之ヲ仰ガザラン。

更に加賀美先生の國體に對する御考は、日本書紀會讀規條の前書の中にも判然と
 して顯れて居る。先生は毎月六回三八の日に會讀日と定めて日本書紀の講義をせ
 られた。日本書紀は垂加神道の神典であつて、關齋先生を始め葦齋先生に至る迄、何
 れも踏襲して詳述られて居る所である。

日本書紀會讀規條

夫日本書紀者 國家不刊之舊典而神皇授受之大猷 於是乎具在故 謂上起天地
 混淪之先 下終品彙甄成之後 神胤 皇裔指掌炳焉 慕化古風舉目明白異端小
 說怪力亂神爲備多聞莫不該博也 誠吾人所宜潛心焉 今將以此書與諸君 相切

劇而全部宏博不暇 喋々解説第當孜孜焉 相與熟讀以求其微旨 因設規約如左

- 一 會讀毎月六次必用三八之日要禺中而聚晡時而散
- 一 不得以泛故意業逾期如有事故不可得赴期者宜豫相告報乃別卜日不拘素定定庶乎
不令業有遺漏也

一 讀法率因釋紀不足者徵諸神紀舊典每卷必致精詳不限以多少

一 凡自有疑義便宜就座中討究若恐擾者以紙簽加疑慮處候一座卒業乃當問之且讀至切
要處亦加紙簽退當抄謄以備記憶

一 就席須肅敬不得敢爲諧謔雜話

以上五條

附示

供給煩人杯酌妨業自託素交一切勿用可也然空飢不可堪事苦倦非酒不助只宜各
 自用携具酒胡蘆亦不可少
 寶曆乙亥季夏八賞

從五位下 源光章謹書

而して神道に對する御考は、神學指要開卷第一に、「道ニ升降アリ、世ニ汚隆アリ、未

ダ嘗テ相漬テ致サズンバアラズ、故ニ神道ノ古ニ在ルヤ、敦化ト行ハレ、淳風ト存ス、上下奉承シテ斯ニ從事セザルコトナシ。」ト先ヅ根本理念を説き、以下次ノ如く論じて居る。

神學指要 原漢文

一、上世ノ故事、概シテ之ヲ神道ト謂フ。蓋シ皇猷ニ對シテ之ヲ言フ、猶神世ト皇代ノ稱ノ如キノミ。夫レ神・皇、初メヨリ、別アルコトナシ。故ニ上世ノ故事ト先王ノ事業トハ、亦未ダ嘗テ相濟サズンバアラズ。

一、上世ノ故事トハ何ゾヤ。

聖祖垂統創業ノ懿是レノミ。而シテ天地開闢ヨリ以テ人物ノ化生・萬事ノ起元ニ至ル迄、凡ソ幽明ノ故皆ナ繋レリ。若シ其要ヲ舉グレバ四アリ。曰ク。祭・政・誓・祓 是レナリ。

○祭ハ祖宗ニ事ヘ、百神ヲ敬スルヲ謂フ。夫レ開闢ノ初メ、伊弉諾・伊弉冉尊、天柱ヲ化堅シ、曰テ國土・山川・草木ノ神ヲ化生ス。天照大神始メテ新嘗シ、親ラ神衣ヲ織リ、高皇產靈尊 神籬・磐境ヲ起樹スルノ類、此レ皆ナ至誠ノ道ニ出ヅルモノニシテ、崇敬ノ事兆ス。爰ニ神武天皇ニ逮ンデ靈時ヲ立テ、顯齋ヲ作シ、然シテ後祭祀ノ禮漸

ク備ル。乃チ其ノ大ナルモノハ、天皇即位ノ始メ、必ズ大ニ齋祓シ、徧ク神祇ニ告グ。臣連、百姓、祇ニ若カハザルコトナシ。而シテ精明ノ德、上下ニ格リ、孝敬ノ化、四表ニ被ラシム。其ノ小ナル者ハ、有司歲々ニ之ヲ修シ、郡國時ヲ以テ舉ゲ行ヒ、敢ヘテ解ルコトアルニ匪ズ。是ニ於テ、陰陽變キ、風雨順ヒ、人心正シク、風厚ク、年穀登リ、民生遂ク、祭祀ノ道、ソノ關係スル所ノモノ、豈大ナラザランヤ。

○政ハ治ヲナスノ事ヲ謂フ。蓋シ伊弉諾尊、州國ヲ分チ、山川ヲ奠メ、五行ヲ化シ、庶物ヲ生シ、爰ニ皇極ヲ建テ、人紀ヲ定メ、祓滌ヲ曰テ、嶮易ヲ海門ニ相シテ、以テ邊陲ノ戒メヲ寓シ、飢荒ニ縁テ、風穀ヲ地上ニ生シテ、以テ儲峙ノ道ヲ示ス。高皇產靈尊、疇咨・訪詢シ、材ヲ選ヒ、將ニ命シ、道ヲ誅シ、順ヲ褒シ、以テ賞罰ノ權ヲ執ル。天照大神始メテ田業ヲ教ヘ、織功ヲ導キ、邑長ヲ定メ、以テ利世安民ノ道ヲ立ツ。大己貴命、強暴ヲ摧伏シ、蒼生及畜産ノタメニ、療病・禁厭ノ方ヲ定メ、以テ經營・柔懷ノ績ヲ成スノ類、此レ皆ナ、神代政治ノ概見スベキモノニシテ、先王ノ法制、禁令皆ナ是ニ本ヅカサル事ナシ。○誓ハ衷ヲ神祇ニ訴ヘ、其ノ明驗ヲ求メテ、以テ其ノ信ヲ濟スヲ謂フ。夫レ、上古、劍珠ノ盟、爰ニ國祚無窮ノ基ヲ開キ、避焔ノ祥、以テ天統ノ非常ヲ表ス。是レヨリシテ、後ニ新羅ノ藩タル、假テ以テ忠信ヲ保チ、武内ノ冤ヲ懷ク、之ニ頼テ自ラ明スル事ヲ得タリ。

彼ノ生ニ因リ、土ニ胙ルノ蹤、既ニ久シクシテ、姓氏混淆スルカ如キ、必ズ斯ノ道ヲ用テ、以テ假濫ヲ斥ケ、僞冒ヲ禁ジテ、而シテ風俗ヲ肅清セザルコトナシ。誓約ノ教、豈尙バザルベケンヤ。

○祓ハ汚穢ヲ盪滌シ、罪咎ヲ解謝スルノ法ヲ謂フ。蓋シ身汚穢ニ觸レテ之ヲ盪滌スルモノハ、伊弉諾尊ノ小戸ノ禊^{アキガハラ}原ノ祓除ニ始マリ、心罪咎ヲ犯シテ、而シテ之ヲ解謝スルモノハ、素戔鳴尊ノ千座置戸ノ解除ニ起ル。故ニ、修爲ノ教ヲ主トスル者アリ、懲肅ノ政ヲ主トスル者アリ。此レソノ、天ツ罪・國ツ罪ノ別有リテ、大祓・上ツ祓・中ツ祓・下ツ祓ノ科アル所以ナリ。法律ノ作りシヨリ、ソノ懲肅ヲ主トスルモノ漸ク贖法ニ掩ハレテ、修爲ヲ主トスル者ノ専ラ天下後世ニ行ハル。蓋シソノ人心ヲ政刑ノ及ブコト莫キニ正シ、天譴ヲ災祲ノ未ダ兆セサルニ銷シ、以テ化育ヲ贊助シ、政教ヲ裨補スル者ノ、此ヨリ先トスルハナシ。

故ニ先王天下ヲ經綸スル所以ノ者ノ、未ダ嘗テ斯ノ四ツノ者ニ由テ以テ致サズンバアラズ。夫レ既ニ昭々トシテ史冊ニ具存ス。學者就テ徵セバ、則チ神道ノ化、見ツベシ。

一、神道ハ即チ皇猷ナリ。蓋シ上古ノ時、世朴ニ、俗淳シ。故ニ神聖、民ニ臨ム所以ノモ

ノ、獨リ其ノ道ヲ存シテ、未ダ事爲ノ末ニ及バズ。中葉ニ至ツテ、風氣日ニ闡キ、復タ前時淳朴ノ如クナラズ。是ニ於テ、聖主・哲相尋デ制作有リ、以テ天下ヲ經綸ス。然レドモ亦必ズ、皇祖ノ垂訓遺範ニ本ク、諸レヲ西土ノ嘉躅ニ參ヘ、裁スルニ風土ノ便、時世ノ宜ヲ以テシ、然シテ後、一王ノ典禮・萬世ノ規則燦然トシテ明ニ、秩然トシテ備ル。此レ上古神聖ノ無爲ノ化ヲ致ス所以ニシテ、古先・聖皇ノ文明ノ治ヲナス所以ナリ。則チ文質繁簡、迹同ジカラザルコト有リト雖モ、其ノ皇統ヲ崇ンデ、社稷ヲ重ンジ、神道ヲ以テ、世教ヲ維持スル所以ノ者ニ至ツテハ、則チ一ナリ。

一、故ニ日本書紀ヲ讀ンデ、之ヲ五國史及ビ律令格式ニ參ヘザレバ、則チ以テ其ノ言ヲ徵スニ足ラズ。五國史及ビ律令格式ヲ讀ンデ、而シテ之レヲ日本書紀ニ本ツテザレバ、則チ以テ其ノ精ヲ知ルニ足ラズ。而シテ、學者徒ニ神道ハ、聖祖ノ垂訓・遺範タルヲ知ツテ、ソノ先王ノ禮樂・政罰ノ中ニ存スル事ヲ知ラズ。徒ニ禮樂・政罰ハ、先王ノ制作事業タルヲ知ツテ、其ノ聖祖ノ垂訓・遺範ノ中ヨリ出ツル事ヲ知ラズ。是ヲ以テ、神道ヲ奉スル者ハ、毎ニ之ヲ固陋ニ失シ、典故ヲ攻ムル者ハ、多ク繁縟ニ流ル。其ノ與ニ古ノ道ヲ學ブベカラザル事ヤ等シ。

一、吾、神皇ノ道、其ノ歸、三種ノ神器ニアリ。伏シテ惟レバ、

聖祖 授璽ノ勅ニ曰ク。「吾兒、此ノ寶鏡ヲ視マサン事、當ニ猶ホ、吾レヲ視ルガ如クスベシ。與ニ床ヲ同ジクシ、殿ヲ共ニシテ、以テ齋ノ鏡トセヨ、寶祚ノ隆エマサン事、當ニ天壤ト窮マリナカルベシ。」此レ其ノ勅タルヤ、器ト共ニ傳ハリテ、日月ヲ揚クルガ如ク、振古墜ツル事ナシ。國祚永ク之ニ賴ル。第ダ、聖訓簡易絶テ言語・辭說ノ著クベキナキノミ。是ヲ以テ、說者往々、器ニ即キ道ヲ象テ、然ル後、清明・剛果・溫潤ノ用敷衍スベカラザルニ非ズ。智・仁・勇ノ德、準擬スベカラザルニ非ズ。抑モ亦末ナリ。蓋シ、道ノ存スル所以ノ者、尙ヲ在ルアリ。能ク穆々タル宸極ヲシテ、夙夜畏敬 奉承シテ、之ニ臨ンデ上ニ在スガ若ク、起居・舉動・飲食・語默、皆ナ命ヲ聽カザル事ナカラシム。夫レ能ク此ノ如クハ、則チ何ノ道カ明カナラザラン。何ノ德カ修ラザランヤ。至レルカナ。聖訓器ト共ニ傳ハリ、日月ヲ揚グルガ如ク、振古墜ツル事莫シ。國祚永ク之ニ賴ル。其レ孰レカ敢テ仰ガザランヤ。

一、四化ノ説出デテ、飛行神道ノ陋、一掃ス。其ノ神道ニ功アル、豈大ナラザランヤ。然ルニ、其ノ舊説ニ依テ、神世七代ヲ以テ、造花トスル者ノ如キハ、恐ラハ尙ヲ未ダ當ラズ。若シ其ノ説ノ如クハ、是レ、創業ノ主、自ラ天ヲ以テ祖トナシ、假ニ神名ヲ設クル者トナルノミ。亦何ゾ後世假濫會ヲ偽シ、祖ヲ冒シ、神ヲ証シ、皇ヲ引ク者ト相類スルナリ。

夫レ、皇祚ノ根本ヲ以テ、豈是ノ如クノ虚ナル者アラシヤ。

一、上古、兒屋・太玉ノ二神、神籬・磐境ヲ以テ、天孫ヲ輔翼シ、種子・天富ノ兩臣、祭祀ヲ主シ、以テ、皇化ヲ贊助シ、然シテ後、祭政一致ノ道、炳タリ。

一、神記ニ言ヘルアリ。曰ク、神道ノ化、其ノ人ニ非ルニ示スベカラズト。然ルニ、神道ノ化ハ、當ニ民ヲシテ共ニ由ラシムベキ所ニアリ。亦タ、何ノ容レザル所アリテ、而シテ、何ノ隠ス所アラシヤ。夫レ、祀典至重、古ノ道、奉祠ヲシテ、家ヲ世々ニシ、敬テ其ノ故ヲ守ラシム。神記ノ誠ムル所以ノモノハ、蓋シ此レノミ。古業ノ講セザリシヨリ、巫祝其ノ素ニ曰テ、跡ヲ舊典ニ厠、乃チ其ノ規ヲ以テ、擧テ之ヲ措キ、學者遂ニ倣フ。道ノ升降、世ノ汚隆ニ繇ラザル事ナキ者ノ、蓋シ此ノ如キカ。

先生の神道觀は大概以上の如くであるが、之を要するに、先生の説く所は、山縣大貳先生事蹟考の所説の如く、「其説く所は専ら垂加一派の神道にて、従來の神道を以テ邪教とし、自ら唱ふる所を本教となし、神皇合體の國初神道を理想となし、神明を敬するは祖先を敬する所以也、君王を貴ふは祖先に致りて其正系を貴ふ所以也、敬神崇祖即ち尊皇愛國の思想なりと云ふにありて、當時京都に於て唱導したる同門の土竹内式部と全く軌を一にす。」と意見を全く一にするものである。更に先生は本教の世

に行はれざる久しきを慨き、又春臺の神道を偽學と稱したるを難じ、烈々たる氣魄を以て之を駁し、本教精神の確立に努力せられたことは、先生の熱烈たる愛國的尊皇精神の發露に外ならぬのである。斯る先生の熱意と至誠とが、自ら子弟の間に浸透し、大貳先生の如き偉大なる人物の輩出を觀るに至つたのである。

光章先生から郡山の儒臣植松宗南に與へた書中の一節に曰く。

〔上略〕伏聞先生自居貴藩來、信奉神教、旁極其說、幸甚夫、本教之不行久矣、而學者往々以爲是巫祝之事不足修也、甚者至於爲書詆訾、無所忌憚、嗟彼何人哉、先王而可悔、國典而可輕、抑出何典、足無他、一由學降市井、致之亦猶、込命無賴、動輒黨賊、從亂耳、於是常望有碩學鉅家、出確論讜議、以斥異言、遏邪說、使學士大夫知所本、而黔首知所由焉、今也幸而聞有先生在、庶先生少留意焉、下略、櫻場文集

光章先生から吉田家の屬員鈴鹿子假に與へた書中の一節に曰く。

且夫自世之季、本教漸衰、祀典不舉、都邑以至山野之間、其所信者胡鬼、所敬者髡徒、加之武人小吏、憐乎典故、好惡自私、輕重由己、於是宗廟社稷、雖尊自若、祠臣齋官、或等編民、甚至於槩以巫覡、士庶且不齒、悲夫、苟自非假寵章、因榮號、務張職業、振起衰弊、則莫能致回復之功焉、下略

光章先生から友人井上玄里に與へた書に、太宰春臺の外尊内卑の說あるを反駁して曰く。

春臺嘗著書以爲本邦夷種不出聖人、本末有道、及欽明時、三皇五帝之道傳來、然後始得免乎禽獸矣、乃以神道爲偽學、因謂眞神道者於易有之、其它槩論無稽、不遑枚舉、而讀之未暇、問是非、先見其無禮之已甚、雖其言皆當、亦不可訓也、而況其誣罔者乎、夫夏内夷外、萬國之通義、而獨阿其所好、欲蔑視本國、豈不可惡乎、伏惟本邦神祖垂統、世祚綿々、以傳無窮、天叙所俾、天秩所庸、莫不賴焉、且廟食萬世、民至于今仰之、非聖德之至、何能如斯也。

い、朱子學の大要

朱子は支那史中に於て、孔子に次ぐ博學の進士である。朱子は名を熹と云ひ、字は元晦、晦菴と號し、文公と諡した。南宋の建炎四年（皇紀一七九〇）九月、延平の尤溪今の福に生れ、慶元六年（皇紀一八六〇）三月、七十一歳を以て病歿した。高・孝・光・寧の四朝に歴事し、上表すること前後數十回、君を正し、民を恤むを以て主とし、直言し、肯て憚る所がなかつた。其の學は居敬窮理を主とし、宋の理學は朱熹に至つて

集大成せられたのである。

井上哲次郎博士は、「日本朱子學派之哲學」に於いて、朱子學が他の學派の學に對して、少くとも左の二種の長處有ることを擧げて居る。

(一) 朱子學は實行と學問、即ち修徳と研究と兩者を兼ねて之を全うせんとする者である。故に道徳の一方にのみ偏せず、又知識の一方にのみ偏せず、兩者を合一して中庸を得るの傾向があつた。之に反して陽明學は道徳の實行に偏し、動もすれば、輒ち知的探究を怠るの弊がある。又畿園風の古學及び古註學派は往々知的探究を主として、反りて道徳の實行を疎かにすることあるを免れなかつた。

(二) 朱子學は實行と共に學問を尙ぶと雖も、其の學問は實行の爲に要する所であつて、實行を離れたる學問を尙ぶものではない。故に單に知的探究を主とするの弊なく、必ず反りて修身の一事に歸す。是を以て、朱子學は教育主義として比較的穩健なるものである。

朱子學の我國に輸入振興せられたのは勿論五山僧徒の功績に歸せねばならぬが、織豊時代から徳川氏の初期にかけて、藤原惺窩が出づるに及んで、益々之れが隆盛の域に進めた。

惺窩は名は肅と云ひ、永祿四年播磨國に生れたが、幼にして佛門に入り、後に佛教に嫌焉たらずして、儒學を奉じ、明にも赴かんとしたが、風浪の爲に遮られて其の志を果さなかつた。乃ち聖人に帝師なし、吾れは之を六經に求めんとて、獨學で勉強し、偶々四書新註を得て、深く之を究め、遂に一家を成した。元和五年五十九歳を以て京都に逝いた。彼れの思想は、其の著「千代もと草」に現れて居る。

「日本の神道も、我心をたたしうして、萬民をあはれみ、慈悲をほどこすを極意とし、堯舜の道も、これを極意とするなり。もろこしにては儒道と云ひ、日本にては神道と云ふ。名はかはり、心は一なり。云々天下をしる人を天子といふ。天子とは天の子と書けり。これすなはち、天道の名代に此界へ出て、天下の萬民をあはれみ、天下の父母となり給ふなり。天照大神は、日本のあるじなれども、宮作はかやぶきなり。御供は黒米なり。家居をかざり給はず、食にめづらしきものととのへずして、天下の萬民をあはれみ給ふなり。」之れ明に神儒一致の思想を窺ひ知ることが出来る。

惺窩の弟子に林羅山春がある。羅山は、所謂、林家の學祖で、家康の顧問となり、家康の制定した法度は多く、彼れの手になつたものである。従つて羅山の思想は、惺窩から之を承け、朱子學を神道と一致せしめて一家をなすに至つた。

本朝神社考羅浮子道春撰の序文に曰く、

夫本朝者。神國也。神武帝。繼天建極己來。相續相承。皇緒不絕。王道惟弘。是我天神之所授道也。中世漸微。佛氏乘隙移彼西天之法。變吾東城之俗。王道既衰。神道漸廢。云云。雖然。猶幸有日本書紀。延喜式等之諸書。而可以辨疑。是亦讀書知理之人。可少覺也。非爲庸人而言之。夫沙門之不得入伊勢。伊勢加茂之有忌詞。內侍所。不獻僧尼贈物。敏達帝之不信佛法。尾與鎌子之不拜佛像。是猶上古之遺風餘烈也。云々。庶幾。世人之崇我神。而排彼佛也。然則。國家復上古之淳直。民俗致内外之清淨。不亦可乎。

羅山文集に「我が朝は神國也。神道は乃ち王道なり」と云ひ、又同附録に、「本朝の神道は王道で、王道は即ち儒道固より差等なし、」などと稱して居る所を以て見れば、彼の思想は神王儒三道の一體觀を有せられて居ることも容易に窺ひ知ることが出来る。

ろ、山崎闇齋の學派

南學系統から出て、鬱然一家をなし、純然たる朱子學派を代表するものに山崎闇齋

がある。闇齋名は嘉字は敬義、通稱嘉右衛門、闇齋又垂加は其の號である。京都の人、幼時傑鷲で、さすがに父親でも之を制することは出来なかつた。始め佛弟子となり、逐はれて土佐國に行き、再び逐はれて京都に歸へり、江戸に出で、終いに其の學を大成し、海南朱子學の泰斗として天下に其の名を知らるるに至つた。當時會津侯保科正之、其の令名を聞き、厚禮を以て之を迎へ、師儒として優遇を與へた。

闇齋は元來敬神の念厚く、吉川惟足の影響を受けて、神道の尊きを知り、遂に惟足・吉田延佳に師事して之を學び、一家を成して垂加神道を唱へた。天和二年、六十五歳を以て京都二條猪熊で病歿した。

闇齋の學風は「年譜」に、「先生の學は、研精を尙び、章句を守らず、所見超逸、居る常に風節を激勵し、百家を抑黜するを以て己れが任となす」云々とある如く、朱子に墮せず、知的に走らず、自ら實踐躬行を旨とし、常に識見を養ひ、徳行を修め、名教を持し、徒らに學究的に博く百家を涉獵し、洽聞殫見を誠めた。其の白鹿洞揭示及び敬齋箴の如きは、彼れの學風を知る羅針盤である。

學説は固より朱子學にあることは言ふ迄もないが、更に我邦に於て一學派を樹立したことは、偉大なる遺績と言はねばならぬ。即ち敬内義外の説之れである。闇齋

座右銘に曰く。

懲怒窒慾、惟德惟力、敬義夾持、是仁之則、

又藏柱銘に曰く。

敬以直内、義以方外、敬義夾持、出入無悖、

敬と義とを以て道德の大信條・大本原となし、修身の要は、之が實行に外ならずと説き、自ら名を改めて敬義と稱した。實に敬は修身正行の大根本である。又誠について、「天地の心は誠のみ」、「聖は誠のみ」、「凡そ吾人人類の心裏には天與の分子として自然に備はつて居る。之れを完ふする者が聖人である。更に又文武は仁義を實行するの具と稱し、文は仁を實行するの具で、武は義を實行するの具である。大凡仁を實行するは本來の目的であるけれども、社會の不完全なるが爲に、かかる本來の目的を達することは、必ずしも容易なことではない。是れは種々の障礙物が前途に横はつて居るからである。之等種々の障礙物を除去するには、武力を用ふるより外に途はない。之れが即ち義であると稱し、色々と哲學的思索を試み、世人を裨益する所頗る多かつた。

而して國體に對する彼の網眼は、彼の支那文化に感溺して、自ら東夷・夷人と稱し

たる輩と元より同日に語るべきではない。

一、抑々我神代の古や、猶ほ三皇の世のごときなり。神武の皇國や、猶ほ唐堯の放勳のごときなり。

二、他邦人曾て我書を知らず。其我事を記するもの、往々商船僧侶の口によりて年代を誤り、名實を失ふ。微なうして言ふものといふべし。

三、是れ皆周禮造言の刑を犯し、國神正直の誨に違ふ。實に神聖の罪人なり。

之れ明かに關齋が、我邦建國の精神を體し、國體の尊嚴性を自覺した證左である。

晩年神道を研究し、自ら垂加神道を唱道するに至りしは、決して偶然なことではない。

垂加と云ふことは、神道五部書中の鎮座傳記・寶基本紀・倭姫世記等に載する「神垂」ハ祈禱ヲ以テ先トナシ、冥加ハ正直ヲ以テ本トナス。」原漢文と云ふ文句から採つ

たので、關齋は深く之を崇信し、恰も神託の如くに確信して居つた。自賛に、「神垂・

祈禱・冥加・正直、我が願ひ之を守り、身を終る迄惑ふ勿れ。」垂加草第一 原漢文 神垂・冥加、即

ち祈禱・正直が垂加神道の眞髓である。日本朱子學派之哲學

關齋先生の學派は、先生の歿後分れて四派となり、淺見綱齋・佐藤直方・三宅尙齋・玉木葦齋の四先生に分流し、前三學派は朱子學派で、後の一派は神道學派に屬して居

る。

先生の學説は今日から観ると、多少論議の餘地あるも、其の影響する所頗る廣く、井上博士は少くも左の二つの特異性を擧げて居る。第一に關齋先生の人格的品性の偉大なりし事。第二に先生の學説は同化的傾向を持つて居る事、

即ち之れであると。要するに先生は博學若くは精通の學者といふよりも、寧ろ一種の教育家で、その偉大なる人格的品性によつて、後進の徒輩を鎔鑄陶冶し、後進の徒も亦自ら先生に心酔し、一々忠實に先生の所爲を模倣し、遂に關齋學派の一特色を現出するに至つた。元來朱子學は慶長元和以來信奉する者も少くないが、國家のことに對して活動的態度に出た者は尠なかつた。但々關齋學派の如く、朱子學を借りて以て祖國の精神を發揮し、活動的態度を示したことは先生の偉大なる見識と謂はねばならぬ。水戸學派の如きも亦其の發露に外ならぬのである。

垂加神道についても今日から観ると、或は荒唐無稽の譏りを免れないが、程朱の理氣學説と我國所傳の神道説とを結合せしめ、我國の國體を説き、皇政復古の思想を喚起し、勤皇精神を涵養せしむる點に、預かつて力を添へたことは不滅の功績である。

先生の門弟元より多士濟々、枚擧に遑がないが、就中、崎門三傑を始め、葦齋・櫻塙・

仲良・式部・大貳・右門等の門流能く師説を遵奉し、やがて、明治維新・皇政復古の大業に寄與貢獻し、大政翼賛の實を得せしむるに至りし素因を誘導せしめたことは、我國史上の一偉大なる業績である。

は、三宅尙齋の思想

尙齋先生の國體觀は、やや正道を缺き、謬見の譏りを免れないが、而し君臣の義、上下の分を明かにすべきを説き、義理・名分の問題に至つては頗る峻嚴を極めた。學説は大概形而上學に屬し、關齋の神道論には組せず、又崎門全般に通ずる國體論にも、餘り重きを置かなかつた様である。従つて其説く所は朱子學を出でず、師説を堅持して善く關齋の學を全備せしめたのは實に尙齋の功績と謂はねばならぬ。

尙齋は播州の人で、十九歳の時に京都に出で、業を關齋先生に受け、淺見綱齋・佐藤直方兩先生と共に崎門の三傑と稱せられた。學成りて後に江戸に來り、阿部侯に仕へ、剛直を以て知られ、其の幽囚三年の間、毎旦水を乞ふて沐浴し、布袍綻裂すれば、紙縷を以て之を補ひ、毎食後必ず起きて行くこと數百匝、看守人怪んで戒嚴した。其の獄中に在るや、偶々一鐵釘と一小木片とを得て、鮮血を以て筆墨となし、狼毫録三卷・白

雀録一卷を著はし、其の烈々たる氣魄と深淵なる學理とは、眞に世人をして驚嘆せしめ、尙齋血書の名著不朽に傳へられて居る。元文六年八十歳を以て歿した。

に、玉木葦齋の神道

關巖先生の學派は、先生の歿後分れて四派となつたが、其の一なる神道學派の本流は寧ろ葦齋先生に傳はり、先生に依つて敷衍大成せられたものと見ることが出来る。遊佐木齋紀年録に、「先生關終焉以前三日、神道を正親町中納言公通卿に傳へ、手づから中臣祓風水草を授け、板垣信直・梨木祐之に許可す」云々とあるも、事實風水草は崎門の秘書であるが、遂に上木せられずして、寫本の儘之を門人玉木葦齋先生に傳へられたることは井上博士の説く所である。故に垂加神道の教義は先生に依つて祖述せられ、其の著玉籤集八卷・原根錄二卷は能く師説を後世に傳へたものである。

神籬口授記門人の筆記抄

- 一、我國は古來祭政一致にして、神皇一體なり。故に神冥無ければ國立たず。天壤の無窮を祈る神事の根本なり。
- 一、國體安全 天壤無窮は神事の根本、天下の政事は之を 天子に奏上し直に之を行

ふ。

一、神を祭るは、皇統の無窮を祀るなり。是れ神事の宗源。

一、君は民を護り、民は君を守る。之を中と云ふ。宗に變らず。

先生名は正英・葦齋又は五十鰭翁と號し、元文元年七月八日に歿し、門弟に谷川士清・松岡仲良・若林強齋等の逸足ありて、竹内式部は實に松岡仲良の門人である。

ハ、五味國鼎の復古思想

五味國鼎先生は中巨摩郡藤田村の人で、享保三年に生れ、父は貞藏、代々醫を以て業とした。先生生れながらにして顯悟、七八歳にして既に俊傑の資を供へ、十一歳の時に江戸に出で太宰春臺の門に學び、刻苦精勵在塾十年、學徳共に高く、春臺先生も特に其の才藝を愛し、稻垣稗明白松崎君修海と共に、畿國學派の逸俊を以て稱せられた。學成りて郷に歸へり、父祖の業を營み、傍ら塾を開いて里閭の子弟を教授し、大に啓蒙する所があつた。而し治療・教授の間にあつて、先生は孜孜として怠らず、今古の書を涉獵し、百家の理を窮め、殊に詩文に長じ、加賀美光章先生と東西相應して一世を風靡した。峽中の天地、鬱然として文教の隆盛を極め、東門西舍の徒、羈を争ひ研を競ひ、

絢爛の狀、寶明時代に優るものはない。大貳先生は斯る時代に師筆しやがて大名を成し、偉績を遺したのである。

元來國鼎先生は春臺先生の紫芝園に學んだ人であるから、従つて蕪園學派の系統を踏み、復古學の泰斗なることは言ふ迄もない。

大貳先生との關係は、釜川先生遺稿村松甚藏氏南抄文庫所藏中に、還家後村瀬子恒寄詩問信中遊

京師得山縣子恒書子恒時在東都・答村瀬子恒問易書・復村瀬子恒等の詩文を載せて居る。

還家後村瀬子恒寄詩問信中遊賦之答之

信中衆嶽巒、嵯峨 匹馬炎天衝暑過

客裡寧堪酒人少 旅情無那夜猿多

還家幽徑荒松菊 隱几閑窓鎖薜蘿

更喜寄詩勞問訊 却憐豚豚似長河

京師得山縣子恒書子恒時在東都

倦遊落魄幾時歸 京洛風塵染素衣

分袂清秋南菊發 緘書今日北鴻稀

應將白壁雄關左

知仰明星認瑣闌

共是流萍堪玩世 不論身計更多違

い、荻生徂徠の學說

徳川時代は百花撩乱たる狀相を呈し、日本哲學史上空前の盛況を呈した。儒教は古き歴史の殿堂に籠つて、隠然たる一大勢力を有し、朱子學派・陽明學派も亦各其の堅壘に據つて主義主張を堅持し、恰も文教の群雄割據の時代である。此の間に有つて山鹿素行・伊藤仁齋及び物徂徠の徒は、此等の諸學派に相顔頑して、獨り古學を唱へ、洙泗孔子の眞面目を發揮せんと欲し、高尚なる理想の下に、直に蹤を孔子其人に接せんことを期した。從來の古學とは大に面目を異にし、朱子學・陽明學の理論と相顔頑し、各々其學問の本領を明かにし、能く一代を振撼せしむるに至つた。春臺先生は徂徠先生の門に學び、古學派の碩儒として一世を風靡したが、而し師先生の如く華奴に陥らず、良く日本的自覺の下に、先王政治を説き、復古思想を鼓吹したことは先生の偉大なる業績と言はねばならぬ。

徂徠の學說は、漢唐宋明の説を排して直に孔子の眞髓を探らんとする復古學であ

るが、山鹿素行の古學孔子を、伊藤仁齋の古義學孟子をとはやや主張を異にし、荀子を尊び、禮樂・刑政を以て道とし、李攀龍・王世貞等の主張せる古文辭を喜び、之を以て經學に論及せんとする古文辭學である。其の説に曰く、孔子の道は先王の作る所である。治國安民の要、即ち經濟の術は仁にある。仁を行ふは禮樂を興すにある。之を外にして所謂先王の道と云ふものはない。善悪は人の心に求めて専ら性理を談するが如きは孟子以下宋儒の妄誕で、孔子の遺意に反したものである。又孔子の道は即ち先王の道で、先王の道は即ち禮樂刑政にある。道の骨髓は禮樂に存し、禮樂は即ち天下を治むる道である。これに従へば天下治まり、これに逆へば天下亂る。此道を以て民を治む、これを仁といふ。仁は即ち安民の徳、天子諸侯の行ふところである。故に道は天地自然のものでなく、先王聰明の智を以て之を作つたものであると説いて居る。彼れの所説は、應々外尊内卑に陥り、後人をしていたく擯斥せしめて居るが、蓋し思想界に及ぼした影響は決して尠くなかつた。

ろ、太宰春臺の思想

大貳先生の思想中には、太宰春臺先生の學問系統に多くの影響を蒙つて居ること

を思はしむるものである。春臺先生は本姓平手氏、信州飯田の人、名は純、字は徳夫、通稱彌左衛門、別に紫芝園と號し、初め程朱學を中野搗軒に受け、後ち去つて物徂徠先生の門に遊び、所謂復古の學を修め、遂に畿園門下第一の高足を以て歌はれた。延享四年歿し享年六十八歳、著書頗る多く中に經濟學に關する書に、經濟錄・同拾遺・春臺上書・産語等がある。今經濟錄の内容を見るに總て十卷に分ち、經濟總論・禮樂・官職・天文地理律曆・食貨・祭祀學政・章服儀仗武備・法令刑罰・制度・無爲、易道の十項目で、當時徂徠先生の政談と共に盛に世に行はれ、政治經濟論の普及に預かつて力を添へた。今經濟錄の要項を示せば左の如くである。

一、孔子之道者、先王之道也、先王ノ道ハ、天下ヲ治ムル道也、先王ノ道ハ、六經ニアリ、六經ヲ讀、先王ノ道ヲ學、デ、經濟ノ術ニ達セザルハ、譬バ醫者ノ經方ヲ學、デ、人ノ病ヲ治スルコト不能ガ如シ、博聞強記、多才多藝ノ人也トテモ、天下國家ノ爲ニ、其益少シ。經濟錄序

一、凡天下國家ヲ治ムルヲ經濟ト云、世ヲ經メ民ヲ濟フト云フ義也。經濟總論

一、禮ハ萬事ノ作法儀式也、禮法禮儀トイフ是也、樂ハ歌舞音樂也、天下ヲ經綸スル道、禮樂ヨリ先ナルハナシ。樂議

一、凡天下國家ヲ治ルニハ、百官ノ定職ヲ定置事ヲ先トス。官トハ今ノ世ノ役人也、職

トハ官人ノ職掌也。職官

一、史記ニ天官書アリ、漢書ニ天文志有リ、皆天文ノコトヲ具ニ書セリ、天文トハ、文ハ、文明文章ノ義也、日月星辰ハ、天ノ文章ニテ明ナル物ナル故ニ、是ヲ天文トイフ。天文

一、律ハ十二律也、此方ニテハ十二調子トイフ。曆ハ民ニ時日ヲ授テ、稼穡ノ時節ヲ失ハザラシメン爲ニ設タル者也。曆律

一、食貨ハ、上天子ヨリ下庶民迄、天下ノ人ノ治生ノ道ヲ云也。食貨

一、祭祀トハ、外神ヲ祭り、先祖ヲ祭ル、皆是ヲ祭祀トイフ。祭祀

一、學政トイフハ、學術ノ政令也、天下國家ヲ治ムルニハ、人材ヲ得ルヲ先トス。人才ハ學問ヨリ出ルナレバ、天下ノ人ニ學問ヲナサシメテ、人才ノ出ル様ニスル政ヲ學政トイフ。政學

一、章ハ文章ナリ、和訓アヤトイフ、服ハ衣服也、和訓ニキモノトイフ、身ニキル物ノミニ非ズ、首ニ著ル冠ヨリ、足ニ著ル屨マデヲ皆服トイフ。服章

一、儀仗トイフハ、儀ハ威儀也、儀式也、伏ハ、兵仗也、儀仗トイフハ、朝廷ヲ衛ルニ、種々ノ兵器ヲ置キ、武士諸卒列立シテ非常ヲ戒ムル也。仗儀

一、武備トハ、武ノ用心ココロガケ也、備ノ字ハ、戒備ト屬テ、事ナキ時ニ、其事ノ用心ヲス

ル儀也。備武

一、法令トハ、國ノ法度號令也。度法

一、刑ハ、政ヲ亂リ治ヲ害スル者ヲ誅スル法也、罰ハ過失アル者ヲ懲シ戒ル法也、今ノ俗

ニ過怠ヲカクルトイフ是也、刑罰ハ治ヲ佐クルノ具也。刑罰

一、凡天下國家ヲ治ムルニハ、萬事ニ於テ制度ヲ立ルヲ先務トス、制度トハ萬事ノ法式ヲ定ルヲイフ。度制

一、凡經濟ノ道ハ、國初ノ時ニ、明君賢佐アリテ百官ヲ立、制度ヲ定メ、法令ヲ嚴ニシテ、百世不易ノ政ヲ行フ、是最上ノ經濟也。經濟

一、凡天下國家ヲ治ムル人ハ、易道ヲ不知バ有ルベカラズ、易經ヲ學ブコトハ容易ナラネドモ、易道ノ大意ヲ知ルコトハ、サノミ難事ニモアラズ、易道ノ大綱三ツアリ、一ツニハ時ナリ、二ツニハ數ナリ、三ツニハ陰陽也、此三ツヲ知レルハ、易道ヲ知タル也。道易

「春臺博學淵識、測るべからず。事に當りて安詳精密、天下の書讀まざるなく、天下の事通せざるなし。特に經濟に長じ、又天文・律曆・算數・字學・音韻より浮屠・巫覡・醫方に至る迄、考究せざると云ふことなし。徂徠の説春臺を俟ちて世に行はれ、後進の士徒に記誦詞章の流に陥らざるもの主として春臺の力による。春臺謂らく、

先王の道は六經にあり、大は以て天下國家を治むべく、小は以て身を修むべし。禮を以て心を制し、義を以て事を制す。身を修むるの道ここに盡く。宋儒窮理を以て學となし、心法を以て教となす。三帝三王天下を治むるの道を以て、これを釋氏の説に合せ、天下を欺き後世を惑はす。天下の人滔々として其非を知るなきこと六百有餘年、六經ありと雖もなほなきが如し。實に吾道の大厄なり。必ず之を聞いて後與に道に入るべく、千載不傳の學を明かにし、百家横議の惑を辨じて、先王の道をして粲然今世に行はれしむべしと。これ其懷抱の要旨なり。然れどもこれを實際に徴するに、春臺の學説は概ね徂徠の見解を敷衍せるに過ぎず。徂徠は禮樂を重んじて心術を問はざりしも、春臺は更に極端に馳せて、聖人の道は内心の善惡を論ぜず。君子なるものは内心如何に關せず、外面禮を守りて犯さざるものとなす。これ放縱なる護國派の病弊に染めるものと云ふべし。若し夫れ、「聖人の道には、心中に惡念起りても、能く禮法を守りて、其惡念をそだてず。身に不善を行はざれば、君子と申候、心中に惡念の起るをば罪とせず候」と言ふに至りては、偽君子を以て眞君子となし、偽道徳を以て眞道徳となすものといふも、思ふに辯解の辭なかるべく、更に其師より甚だしきものと云ふべし。」日本百科大辭典 井上深作

二、吉川新助の事蹟

吉川新助先生諱は正秘、埴埴翁と稱し、元祿元年十月三日、江戸の八町堀に生れ、祖先から代々幕府に仕へ與力となり、新助も亦其家職を襲いだ。享保九年八月、年三十七の時に甲府城勤番與力となり、村瀬軍治山縣大貳先生と同役で、同じく山ノ手組に屬し、高現米八拾石代官町に屋敷を構へた。人となり極めて剛毅峭直で、吏事に練達し、加ふるに訟獄の事に明達し、當時清廉潔白を以て稱せられた。初め王陽明の學を三輪執齋に學び、又垂加流神道を岡田磯波から受けて其奧秘を窮め、後に野々宮左中から埴埴靈社の神號を受けた。其の他軍學・書法・和歌・諸技藝に達し、府下の士翕然として其の門に集まつた。寛延四年十月二十九日、六十四歳を以て歿したが、寛延四年といへば大貳先生七歳が、丁度甲府を去つて江戸に赴いた歳で、先生と新助とは六年間同勤した譯である。新助の事蹟については、三宅濟美撰文能成寺墓地の碑銘によつて明かであるが、幸に明和丁亥仲春、加賀美光章先生の田嘉卿に寄する「嘉卿五十初度賀詞」中に於て大貳先生との關係が明に認められる。田嘉卿は吉川新助の長男で名は正美、次男正容に家を譲り、自ら出でて同勤而も隣家である田中家を襲ぎ、父に劣ら

ぬ學者である。

五〇

前文省略、君註、田中嘉卿乃從袖中出華篇數箋、示余曰、此爲縣柳莊。與其徒壽余五十之諸什、乃取而讀之、名題以鶴契嘉齡鏗鏘雅音、或期仙齡於將來、或託縣名以效祝、宛如聞嘹唳于九阜、觀舞曲于層臺、殆令人爽然自失、既而君又謂余曰、此舉也、客歲臘末、柳莊報書云、適記子之先君子註、田中嘉卿ノ實父初度之舊題、今復爲子用之、因探巾笥中、寔得先人五十及六十之壽辭、蓋正親町藤公所賜瓊章以下諸君子之作、具在焉、但檢其題則皆非也、斯如柳莊爲余所稱者、偶因其誤記耳、雖然、柳莊當送故迎新之際、不無少冗、猶以我爲意、首壽以此、則余雖疎懶、乃慨然以爲當、必用之、不以故人之眷貺也、故遂以此題、求壽辭於諸君、請亦頌子矣、余既效薄技、又思其福慶之所由、乃得其說、蓋田君之先君子、吉川先生、先生爲人嚴威、謹恪、非唯習武事、少受王子之學、及晚始奉神道、專守垂加翁之義、尊信敬服、無有復加焉、舊君亦能承其學、秘錄妙記、盡奉手澤、所存不敢失墜、可謂能志者矣、而今而後、益勵其名節、則於享夫無疆之壽也、何有余於先生、亦妻與有聞其說之一端、但所憾者、以狂簡不終也、今因壽田君、併及其先君子德業之盛、以言余所以爲君稱觴者如此。

明和丁亥仲春

朝散大夫 源光章拜

以上の賀詞中に於て見る如く、柳莊先生と田嘉卿との關係の深かつたこと、及び嚴

父吉川先生の人物と學識とを知ることが出来る。光章先生が先君子吉川先生と敬稱し、尊信敬服復た加ふること有るなしと推服せる所を見ると、決して一片の御世辭ではあるまいと思ふ。而も先生は王陽明學者で、晩年垂加神道を尊信し、臨終にあつて徐ろに端座して、中臣祓を口誦しつゝ、靜に瞑目した程の學者である。その在世中子弟を教ゆるにあつて、「寛延四年九月罹疾、雖食少查乏、起臥依禮、未嘗廢公事、十月疾彌篤、日召門弟子、分課授業、諄々教諭、隨其淺深、各有所傳授、」三宅濟美撰、文ノ一節以て先生の風格を窺ひ知ることが出来る。知行合一は陽明學の説く所であるが、大貳先生の思想中には陽明學の思想も、朱子學の先知後行説も混然一体となつて、注入せられて居らざるかを疑ふものである。

四、切蹉の朋 琢磨の友

イ、竹内式部の勤皇思想

大貳先生と竹内式部との關係は、既に事蹟考に於て考證せられて居るが、先生と式部との關係は、密接不離の間柄で、寶曆・明和兩事變の如きも、決して分離して考へる

譯には行かないのである。

式部は元來越後新潟の人で、敬持・差庵・正庵などと稱し、父宗詮はお醫者である。享保十三、四年頃に京都に出で、徳大寺公通卿に仕へ、玉木葦齋・同門人松岡仲良に従つて神典有職を學び頗る造詣深く、又博覽強記、國史に通し、武術に長し、慷慨悲憤・熱烈愛國の志士である。これが爲に京都の名卿鉦公中、其門に入り、講説を聴き、啓蒙する所頗る多かつた。就中徳大寺・久我・正親町・三條・烏丸・坊城・西洞院以下、岩倉・東久世・綾小路・裏松・北小路・冷泉・中御門・日野等の諸公卿、及びその以下の諸侍中、熱心に聴講し、爲に其説に化せらるるに至つた。畏くも、至尊に於かせられても、寶曆六年頃、式部の進講を、御聽聞遊ばされたとのことである。かく式部の主張が聴講者から尊信と敬慕とを得たのは、彼が始め神書を講し、靖献遺言淺見綱齋著を釋し、而して我國上古の歴史的見地から國體を論じ、今日の國勢、國情が絶対に我國體に合せざる所以を縷々として切述し、又保元物語・平家物語・太平記等中の人物を評罵し、特に靖献遺言を講ずるに當つては、慷慨悲憤、激越を極め、聲涙共に下ると云ふ有様であつた。故に聴講者をして自ら切齒扼腕、感奮興起し、尊皇斥霸、大義名分の思想を誘發鼓吹するに十二分の効果あらしめたのである。斯る思潮は遂に寶曆事變

となつて顯はれ、寶曆九年五月六日妻子と共に京都を追放せられ、跡を晦まして伊勢路に向つた。時に式部四十八歳、子主計十五歳であつた。伊勢に在つては始め神都宇治に居つたが、其の後松坂町・大口村・小林村等と轉々居所を替へ、又竹内差齋・三國正菴或、秋齋、幸庵、周、新潟差齋などと變名し、醫業を營み、或は神書を講説しつつ僅に難を逃れて居つた。本縣に來たのも此間の事で、坂田家の御用日記に明に書記されて居る。該日記によれば、寶曆十二年三月十六日の條に、陰陽師竹内式部柳町五郎兵衛宅に止宿、同年閏四月十五日甲府退出迄、大凡二ヶ月間滞在して居つたことが明瞭にせられて居る。甲府滞在中は陰陽職分改と云ふ名義であるが、御不審の廉で取調べられた模様である。而も時を同じうして大貳先生參列の下に、酒折宮の建碑式が行はれ、續いて柴田正武の直諫事件等があつて、偶然か或は計畫的かは判然せないが、三者相互の間に機脈相通するものがある様にも思はれる。甲府を去つて一度伊勢に歸へり、明和四年の事變に連坐して捕縛せられた時は、勢州宇治今在家町御師鶴飼又大夫申渡書、方同居の時である。

式部の捕縛せられし場所は宇治字今在家御師寺田大夫方なること、常備脚日次に依りて明なり。然るに罪狀申渡書には、御師鶴飼又大夫方に居候竹内式部とあり。是は寺田大夫方には、其女某が居住するが故に

果を之に及さんことを恐れて、懇と公邊には、其門人たる鶴飼氏に居住せしと申し立てしなるべし。仁義の爲には湯鑊の罪をだも辭せざる志士も、父子の恩愛には一時の方便を用ひしか。心情いと哀れなり。

(江見清風氏著、竹内式部君神都蟄居時の事及學說一端)

三月廿四日江戸町奉行依田豊前守同心八人の爲に有無を言はせず捕縛せられ、網籠で江戸に護送せられた。十月斷獄の結果遠嶋に處せられ、十一月廿日八丈島に流罪、十二月五日途中三宅島に於て病死した。時に年五十六歳である。明治廿四年十二月十七日正四位を贈られたが、位記拜受の遺族が不明である爲に、舊主徳大寺家にて御沙汰を蒙り、同家の公城卿御贈位記念碑京都市十金寺の傍に、竹内式部先生の御贈位記念碑をも建てられて、其英魂を永遠に傳へて居る。

先生の懷抱せる、勤皇思想の精要を窺ふに足る、奉公心得書を掲げ、以て大貳先生の、勤皇精神と相通するものあるを知らんと欲するのである。

い、奉公心得書

竹内式部

夫れ大君は、上古伊弉冉尊天日を請受け、天照大神を生み給ひ、此の國の君とし給ひしより、天地海山よく治まりて、民の衣食住不足なく、人の人たる道も明らかになれり、

其の後代々の帝より今の太君に至るまで、人間の種ならず、天照大神の御末なれば、直に神様と拜し奉つり、御位に即かせ給ふも、天の日を繼ぐといふことにて、天津日繼といひ、又宮つかへし給ふ人を雲のうへ人といひ、都を天といひて、四方の國、東國よりも西國よりも、京へは上るといへり。譬へば、今床の下に物の生ぜざるにて見れば、天日の光り及ばぬ處には、一向草木さへ生ぜぬ。然れば、凡そ萬物天日の御蔭を蒙らざるものなければ、其の御子孫の大君は君なり。父なり。天なり。地なれば、此の國に生としいけるもの、人間は勿論、鳥獸草木に至るまで、みな此の君をうやまひ尊び、各々品物の才能を盡して御用に立て、二心なく奉公し奉ることなり。故に此の君に背くものあれば、親兄弟たりといへども、則之れを誅して君に歸すること、吾國の大義なり。況んや、官祿いたたく人々は、世に云ふ三代相傳の主人などといふ類にあらず、神代より先祖代々の臣下にして、父母兄弟に至るまで大恩を蒙むる人なれば、其の身は勿論、紙一枚、絲一筋、みな大君のたまものなり。あやまりて我が身のものと思ひ給ふべからず、わけて御側近く奉公し給ふ人々は、天照大神の冥加にかなひ、先祖神靈の御恵みに預り給ふ御身なれば、いよく敬まひかしづき奉る心しばらくも忘れ給ふべからず。然れども、只わざにのみ敬まひて、誠の心うすければ、君に諂らふに近うして、君を

欺くにも至るべし。本心より二心なくうやまふを忠といへり。忠は己が心を盡すの名にして、如才なき本心をわざと共に盡す事なり。其の御側近く事ふる身は、始めの程は恐れ慎しむの心事なれども、慣れては衰ふる物にや。古より、忠怠於官、成病加於小愈、禍生於懈情、孝衰於妻子、といひ、又禮記にも、狎而散之、畏而愛之、といへり。わけて君の御寵愛に預かる人は、幸ひに天地萬民の爲めに君を正しき道にいざなひ奉り、御前に進みては道ある人を進め、善をのべ、邪なる人は勿論はなしをもふせぎ只善き道に導き奉り、共に天神地祇の冥助を永く蒙り給はん事をねがひ給ふべし。然らば若き人のあまりいきすきたるは憎ましきものなれば、言葉を慎しみ、時をはかり給ふべし。此道を忘るれば只恩になれ愛をたのみ、いつしか始めの慎みを忘れ睦まじさのあまりより、口に道ならぬ戯れをいひ、人の善惡をまげて、君をくらし、身に越えたる奢りを好むより、無禮不敬の事も起り、君をして淫かはしき御身となし、人に疎ましめ、遂に神明の御罰を蒙る事恐るべし。又君に疎まるる人は、少しも君を怨むる心など出たらば、勿體なき事と心得、只天神につかふると心得、猶も身持を大切に、奉公を勵み給ふべし。譬へば今大風大雨飢饉流行病等ありても、天を怨むる人なし。吾君は眞に神といふこと返すくも、忘れ給ふべからず。

然るに淺はかに心得、君を怨みねたむ人は、其身は勿論、父母兄弟の家の害となり、推しては天下の亂にも及ぶ事、古今其例多し。慎むべし。楠正成の言葉に「君を怨むる心起らば、天照大神の御名を唱ふべし」とあるも、天照大神の御恩を思ひ出さば、則其御子孫の大君たとひ如何なるくせ事を仰せ出さるるも、始めより一命をさへ奉り置く身なれば、いかで怨み奉る事あるべきや。まして至誠神明に通すれば、造化と功を同うすといひ、不能感人、誠未至也ともいへば、誠だに至らば、などか君のかへりみ給ふ事なからんや。其の誠に至るの道は、心に如才なきのみにては至り難し。すべて心を盡すは業にある事なれば、平生身にする事、道の道にそむかざる様に慎しみ、心一ぱいを身と共に盡す故、身心内外相そろひて誠に至る事なり。さはいへども餘り恐れをのきでは、離るると云ふ事あり。只我身を顧み、道にそむく事だにあらずんば、云ふ事すべき事は、すべかりとしたまふべし。皇后に奉公し給ふも同じ事なり。皇后は大君と並び給ふ御方にて、天地陰陽日月とならひ給ふ御方ゆゑ、君と同じく敬ひ給ふべし。又女子は嫌をさくると云ふ道あり。風と男のうはさしては、不義の名を受くる事あり。故に古人も男女五十にあらざれば、同じ居間にて物語せずとも云ひ、又既に嫁しては、兄弟たりとも、男たるもの同じ居間に居らすとも見えたり。心は潔く

とも、慎まざるより不義の名を蒙りしは免れがたく、故に女は夜行くに燭を以てすとして、くらき所へ行かざるも、嫌をさくる教へなり。兎角、本心の誠を盡して天命を待給ふべし。心の誠を盡すを仁といひ、言行此の仁義の道にかなふ人を聖人賢人ともいひ、此道に背く人を禽獸同然の人と云へり。朝より夕まで、喜ぶにつきても哀しむにつきても、仁義の道にそむかんかと恐れ、慎しみ奉公し給ふべし。

寶曆七年丁丑六月

竹内敬持謹述

勤皇文庫本に據る。

ろ、寶曆事變

此の事件は、桃園天皇様の寶曆八年、九代將軍家重の時に行はれた事件である。事件の發頭人は言ふ迄もなく竹内式部で、それに京都在住の諸公卿が加はり、一時は中々旺盛で、前途如何様に發展して行くかさへ氣遣はれたのであつたが、遂に中途挫折して幕府の彈壓に會ひ、關係者は夫々所罰せられて事件は一時鎮靜に皈した。而し京都に於ける 勤皇說 皇政復古の氣慨が澎湃として起り、やがて明和事件となり、皇政維新に迄展開するのである。

抑も竹内式部竹内式部の項参照京都に出でて徳大寺家の公卿侍となり、朱子學及び垂加流神道を唱道して盛に 皇政復古・尊皇斥霸の思想を鼓吹した。時の公卿、徳大寺大納言公成・久我大納言敏通・正親町三條大納言公積・鳥丸大納言光胤・坊城中納言俊逸・高野中將隆古・西洞院少納言時名・中院通維等及び岩倉・東久世・綾小路・町尻・伏原・久世・北小路・冷泉・中御門・白川・日野・裏松・岡崎等の諸公卿並に六位以下の侍の人々にして其の門に入り、或は其の説を聴く者が頗る多かつた。殊に徳大寺・綾小路・正親町三條の三大納言及び西洞院少納言等の如きは、至尊に對し奉り、御勧め申上げた。式部爲に、御進講の榮譽に浴した。寶曆六年然るに事重大なるを以て諸公卿中にも密に憂慮する者出で来て、堂上方におかれても自ら、二派に分るに至つた。關白近衛内前公を始め五攝家の諸公はいたく時勢を懸念し封奏書を奉りて御諫奏申上げ、竹内式部等の一味終に退けらるるに至つた。此時式部は所司代松平右京輝高を以捕へしめ、京の揚り屋に入牢せしめ、正親町三條・鳥丸・徳大寺以下二十人は其輕重によつて、或は停官の土終身蟄居を命ぜられ、或は遠慮等に所せられて、事件は一時落着した。次いで寶曆九年五月京都三本木に於いて、式部諸公卿と相會して種々談戯ありしこと露見して諸公卿輕罰に處せらるると共に式部亦處

分せられた。即ちその時の宣告書は左の如くである。

「式部は公卿に神道を傳んとす。そも公卿の間には自ら神道の學あり。假令公卿より所望あるも斷るべきが當然なり。然るに其儀なく殊に經學のみ指南せしと云ふも靖獻遺言の講義をもなせり其上三本木に於て公卿衆と共に酒宴を開きしと云ふ。是れ其教方不良なるによりてなり。而して公卿衆は既に其咎を蒙れり。また常に軍書を玩ふの由聞き及ぶ。故に左の諸國より追放す。即ち關東・五畿内・肥前・東海道筋・丹波等とす。」つまり幕府の重追放である。式部子主計も京都の御構へを命ぜられた。藤井右門も此の寶曆事件に關係したか何かは頗る疑問であるが藤井家に傳はる「寶曆記事」中には明かに軍師數人中に竹内式部・龍造寺主膳天龍道人・山下大和藤井右門の變名等の氏名を列するも元來寶曆記事については多少疑問の點が存するので之を以て立證の根據とはならないことは三上博士も説く所である。而し竹内式部の門人であり且つ熱烈なる右門のことであるから全く無關係ではあり得ないと思はれるのである。

は、明和事變

明和の變は從來諸書諸記録に散見して居るが其の説く所語る所大概異同ありて、其の實相を把握することは頗る困難である。今暫らく舊説に従ひ、一般に流布せられたる記事を以て満足せんとするものである。

抑も事の起るのは起る時に起るに非ずして起る以前に相當な燻生時代がある。明和の變も寶曆事變と切離して考へることは出來ず寶曆八年から既に今日有るを豫期せねばならぬ。竹内式部が陰に陽に明和の變に關聯を有し寶曆事變と明和事變とは其の性質上互に因果關係の有ることは既に明白なる事實である。寶曆の事變は幕府偷安の夢を破り公家社會は勿論一般社會にも一大衝激を與へ世間騒然たる有様であつた。幸に攝關の取扱で事を未前に防ぎ大事に至らなかつたが幕府之が爲に警戒を嚴にし彈壓の手を緩むることなく八方穩密を派して密偵せしめ自家防衛の爲に萬全の方策を樹てた。斯る狀態の下に大貳先生は將軍麾下に於て毅然として尊皇の大義を説き皇政の復古を倡へ尊皇斥霸の思想を鼓吹したので幕府の嫌忌に觸れ非命に斃れたのも眞に己むを得ざる運命と謂はねばならぬ。

大貳先生の門弟實に三千人と稱する中に上野國小幡城主織田信邦の家老に吉田玄蕃なる者ありて先生と最も親しく藩政を改革し、財政を整理し、衆望を荷ひ權勢並

ぶ者がない。時に奸臣松原郡太夫疾に之を嫉み、信邦の實父織田信榮と謀り、立藩が先生と親交あるを奇貨とし、之を退けて藩政を専らにせんとした。茲に城主の菩提寺住職に梅叟と云ふ者、嘗つて先生から箱根山の地圖を出して攻守の利害を聴き且つ心私かに之を怪み、或日同類松原郡太夫の來り會するに及び、告ぐるに先生及立藩の事を以てした。郡太夫驚き且喜び、心に期する所あり、早速之を織田信榮に報告した。信榮も亦我が意を得たりとなし、之を老中衆列坐の所へ訴へ出た。かくして小幡藩の内訌に依つて端緒が開かれたのである。

斯る際に江戸の手習師匠桃井久馬なる者、深く藤井右門を怨み宿怨を晴さんと思ひ、幸に織田家の事件に乗じ、先生等一味の者を謀反人と詐り、讒訴して重き恩賞にも預からんとし、彼是先生と親しく住來せし者の氏名を記して訴上した。

織田信榮・桃井久馬等の讒訴に依つて事件は愈々發展し、連累者悉く捕縛檻禁せられ、其後數次に亘る糾問に依つて、終に明和四年八月斷獄せられて夫々罪狀申渡しがあつた。

先生の罪狀は罪狀申渡書の内容で大體二項に分類することが出来る。即ち其の一は人心惑亂と、其の二は禁裏私語である。人心惑亂は、猥りに兵學を説き、兵學藝術

を學ぶは立身の道、又甲府城附御武器員數、國々の地利名城・要害の場所等を勝手に言觸し、熒惑星心宿へ掛るは兵亂の萌であるなどと稱し、土州邊の百姓一揆を例證して人心を動搖せしめたこと。禁裏私語は、堂上方の古實に背き、雜談したるは不敬の至りである、等のことである。斯る罪狀にて極刑死罪は苛酷に過ぐるものあるを覺ゆれども、恐らく書狀以外に深き理由の伏在することは容易に想像し得られるのである。大義名分の爲に挺身犠牲となられた先生の英魂に對して萬斛の涙を注がざるを得ない。

ロ、藤井右門の事蹟

大貳先生と藤井右門との關係は、既に事蹟考に於て考證せられて居るが、先生と右門とが何時如何なる機會に、相知り相見え、肝膽相照らすに至つたかは、餘程困難なる問題である。兄昌樹京都に在つて初めて右門と相知り、後歸郷するにあつて、右門甲斐に來り昌樹を介して先生と相接し、意氣相投合して同志となつた如くにも思はれる。右門の來峽説も今日略ぼ確認せらるる所であるが、未だ斷定する爲には多少の疑問を存せざるを得ない。何となれば氏名に於て、大神定之稱藤井右門

大神以貞櫻橋文集中海南紀行跋藤井以貞山本忠告著、月鳴集所載、原註に、藤井以貞者京都之人也、稱步樂翁と類似姓を用ひ、又自ら家世々々大和國手向山の祠官で、花園公に隸屬して居ると稱して、殆んどその正體を表はして居らぬ。而も史實に徴すれば寛延三年と寶曆四、五年頃の二回入國して居る。此の時に加賀美先生及二三の子弟と酒宴を催し、又八月十五夜には舊友相集りて快談し、歸へりには山本忠告先生と一緒に亡友飯田正紀先生の墓參をして居る。寛延三年は先生二十六歳八月十一日弟武門、新三郎を殺害寶曆四、五年と云へば先生の勝浦代官時代である。元來右門は越中富山の人で、幼時京師に出で醫を學び、傍易占の術を修めた。元文中藤井大和守忠義の養嗣子となり、名を直明と改め大舍寮の官人となり、寶曆初年從五位下大和守に敘任し八十宮家司となつた。宮の世話掛正親町大納言・西洞院少納言に昵近し竹内式部に師事し、寶曆八年の事變に連坐し京師を去つて其跡を晦まし、變名して東國に來たものと見える。

右門が捕はれの身となる當時には、確に先生寓居に同居して居つたことは、續談海罪狀申渡書によつて判明せらるる所である。

永澤町安兵衛店浪人山縣大貳方に罷在候

京都正親町三條中將家來之由申立候

藤井右門

四十八歳

其方儀浪人山縣大貳多能之儀ヲ本町三丁目醫師宮澤準曹神田小柳町三丁目浪人桃井久馬へ致吹聴候得共申消候趣ニ付大貳儀甲府之御城御要害等へ引當兵學致論談道理相分り候由之儀物語仕。且又四年以前熒惑星天之心宿へ掛り候由右ハ古書之通兵亂之萌ニ候處其後上州邊百姓騷立少ハ其驗有之旨大貳申候處尙又體ニ取拵申候上何方ニ兵役之萌可有之候哉難計由申。甲府ハ要害宜候得共武田勝頼被攻破候節之通ニイタシ攻候ハハ甲府之御城落可申由。都テ火矢ノ儀ハ風上ヨリ射掛候ニ付南風ニテ候得ハ品川邊ヨリ射掛宜敷候由。或ハ甲府ノ繪圖ニ引當軍立論候ハハ可相分旨之儀其當時之地利地名へ引當雜談仕。江戸之御城西之方御手薄之由ニ付譬ハ其方儀攻候ハハ東之方要害堅固ナル場所ヨリ攻可之由申之候。勿論其方儀反逆等之儀ハ無之事ニ候得共一體大貳ヲ信仰イタシ兵學論談又ハ合戰之致方ヲ申募候ニヨリ致合戰候者之所存ニ相成自然ト前書之通上モ無之恐多儀ヲ致雜談候段不敬之儀不届至極ニ付獄門ニ申付之。

右門の申立は相當峻烈を極め、大義の爲には身命を惜まず、元より身は鴻毛の輕き

に比し、死を恐れず威武にも屈せざる風格が紙背を透して明かである。申渡書の理由だけにては、極刑獄門は餘りにも苛酷である。發表せられざる背面の理由に、右門の精神も罪名も潜んで居ることを想起せねばならぬ。それにつけても右門が如何に大貳先生を信仰して居つたかを窺ひ知られるのである。

明和四年八月二十一日、大貳先生と共に處刑せられた。時に年四十八歳、傳に曰く、江戸淺草橋揚妙高寺の僧日瓔、阿州藩臣岡本熊藏なるものと、其遺體を請ひて之を妙高寺に葬つた。其後文化十年八月五十回忌辰の時、男直温私證して直明院開山宗真居士と證した。明治廿四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈られ遺烈千載に輝いて居る。

ハ、柴田正武の事蹟

正武は如何なる人物であるか、詳かにすることを得ざるも、餘程の剛直憂國の士であることが窺はれる。先生が正武の死に對して賦した弔辭は、慷慨悲憤、烈々たる至情が溢れ、血涙相呑むの觀を呈して居る。恐らく先生の作品中傑作第一で、讀者をして切齒扼腕、聲淚の滂沱たるを覺えしめるのである。先生の思想と正武の思想とは、全く相一致し相共通し、正武の死が如何に先生の感情を刺戟し、先生をして感奮興起

せしめたかを想起せしむるのである。換言すれば、先生の思想感情を率直に且大膽に、正武の死に托して表示したものと想像し得るのである。只怨むらくは、正武の死の原因を窮明することを得ざるは、甚だ遺憾であるが、先生弔辭の詞書を見ると、直諫を以て流刑に處せられ、未だ途に上らずして死すとありて直諫の理由が明でない。

甲斐官林備覽に、

大手組

與力

寶曆十二年五月被
御靈夢候由申上ル事アリ
御吟味之上遠嶋被仰付候
所死失致候

現米八十石

柴田丈左衛門

明確に理由を示さずして、單に御靈夢を被むると、極めて不鮮明な而も意味深長な語句を以て句はして居るが、御吟味の上遠嶋に仰付けられたる所を見れば、相當重大犯であつたに違ひない。一説に、十一月正武直諫の罪を得て屠腹す、先生及び門下生詩文を以てその靈を祭るとありて、未だ發せざるに自裁したものと思はれる。今八日町坂田家御用日記、寶曆十二年五月廿九日以後の各日記を總合すると大體左の如くである。

五月廿九日に、柴田丈左衛門の乘る駕籠を片羽町の佐兵衛に注文し、値段は甲壹兩

貳分形は先年の水野六左衛門の時と同じ様に、鎖付網駕籠で來月五日迄に調達のことを申付けた。六月二日に丈左衛門差添へとして左十郎と藤二郎の同心二人が命ぜられ、金子三拾兩餘入用として御貸付金中から調達方を申込んで來た。五日に助十郎が町年寄坂田家に立寄つて口頭を以て、愈々柴田丈左衛門が明後七日出立に決定したので、先達から申込んで置いた駕籠と金子殘金拾六兩明四ツ時迄に差出す様申付けた。八日柴田丈左衛門江戸出立せしについて、先程來の御買物代金を各方面に支拂つた。十月廿日柴田丈左衛門江戸表にて遠島御仕置仰付られた。

一柴田丈左衛門殿江戸表に而遠島御仕置仰付に付 近江守様御差扣伺被仰上依之御月番山手に而昨曉より御勤候段夜中に仰渡之旨同役被申聞候

十一月十三日柴田丈左衛門先達江戸表にて御仕置相濟 此度子息助四郎江戸へ召出された。同十八日助四郎彌明十九日出立につき、父の時と同じ様な錠付の網駕籠と其外の入用品とを明け七ツ時迄に差出す様に申聞かされた。十二月朔日柴田助四郎江戸表で御仕置相濟、跡屋敷家内雜物、火の用心と注意する所があつた。

以上の史實によつて柴田丈左衛門正武が寶曆十二年十月廿日遠島御仕置相濟み、子息助四郎も同様御仕置に處せられたことが認められる。果して屠腹せしや否は

後日の問題として検討することとして、兎に角親子共に御仕置に處せられたことは、餘程の重大事件であるに違ひない。折も折、同年三月十六日竹内式部が陰陽師と稱して柳町五郎兵衛方に止宿し、同年閏四月十五日迄大凡五十餘日間滞在して居つたことである。元より式部と正武及び大武先生等と如何なる關係があるかは、遽に臆斷を許さないが、さりとて三者全く無關係でも有り得ない様にも思はれる。勤皇志士の苦衷秘策は、到底今日揣摩臆測し得られないのである。

柴田家は勤番衆中にもあるが、正武の家は甲府城の輿力で大手組に屬し、大武先生とは同役で而も一軒置いた隣屋敷に居住し、只今の百石町執達吏役場附近である。

祖先の墓及び過去帳は同町龍華院にあるが、正武の墓は見當らない、只過去帳に「寶曆十二年^{壬午}十二月^{五日}武山泰雲居士^{柴田氏}と書記されてあるのみである。正武の年齢も明確するを得ざるも、山田穀の祭文中に柴田翁とあれば、恐らく六十歳以上七拾歳前後には非ざるか。さすれば先生とは正に三拾歳前後の年長者である。正武と共に小峰弘忠の子某も、必ずや切磋の友なるも履歴は不明である。琢磨の友の感化力の偉大なるを思はざるを得ない。

峽中源君正武以直諫處流未上途死

死友弟昌貞薦以清酌謹作弔辭

竊聞先生兮俟罪鬼方
投袂悵然兮不堪悲傷
嗚呼噫嘻兮何時不祥
沐猴而冠兮孰爲知量
鷓臬饕餮兮率舞踴踴
君獨懷忠兮豈憚跌踴
人之無識兮笑以爲狂
吾獨喋喋兮說君忠良
吾昔講武兮君獨擅場
憶夫疇昔兮心實如捨
臨江弔君兮無聞君塋

亾何鷓夷兮託軀皮囊
懷言於邑兮泣涕汪洋
頑童臨朝兮媵妾當邦
令狸捕魚兮狐兔守墻
奚見鸞鳳兮猶能翱翔
忿爭不聽兮罹此巨殃
舉世昏濁兮誰曰非佯
吾獨懷舊兮終不能忘
吾昔論文兮君獨寫腸
吾唯崇德兮寧知我瘞
陟陵望君兮無知君鄉

七〇

髣髴長風兮神其來降
來往無期兮復何渠央
踟躕搔首兮躑躅裳裳
想君高驥兮近帝之光
歲之云莫兮身已惚忙
訊君告君兮君其來饗
叔世奚知兮道不復昌
千載之後兮聲名自昂

凜然精爽兮威似飛霜
欲就警欬兮轉屬蜷薈
壹鬱瞻望兮不知存與亡
愧我骯髒兮獨自彷徨
霏霏靄靄兮益懷悽愴
日月輝兮鬼神章
喬松之操兮芝蘭之芳

二、天龍道人事蹟

影法師天龍道人の存在を無視することは出来ぬ。而し悲哉、其の史實不明の爲に、先生と如何なる程度迄關係を持つて居つたかを確認することは出来ないが、さりとて全く無關係であるとは思はれないのである。

元來道人は九州肥前の人で、公瑜・王瑾・虚庵・艸龍・錦水・乙翁・觀自在・氷湖觀・蕉鹿園等々の稱號を有し、本縣では蒲桃天龍又は蒲桃先生、天龍道人として親まれて居る。本姓板部、後に澁川を名乗り文化六年八月廿一日、九十二歳の天壽を以て諏訪の地に歿した。年若くして京都に出で粟田青蓮院宮家に仕へ特遇を蒙り天恩院と號した。碑碣銘

天龍道人事蹟考武井一郎氏稿に、「京都大坂江戸を始め諸處を奔走して各般の修養を重ね、精神權家有志家の門に出入し時事を談じて勤王濟民の事に勉めたりしならん。寶曆事件に於て肥前の代表者龍造寺主膳藤原克茂と名乗り竹内式部山下大和藤井右門と」と謀議に與り大に籌畫する所ありしは蓋道人なりしなるべし。

寶曆の一記事に龍造寺竹内山下伊藤金森細井の軍師は御用有之と雖常に皇室へ參内可有之事と豫定しありしによりても樞要の位置にありしを知るべし。寛永の頃龍造寺高房の子伯庵なる者鍋島家の相續し居れる佐賀領を龍造寺の正嫡なる自分が相續せんと公儀へ訴へ出たる時の謀主の名に龍造寺主膳なる者あり。道人は龍造寺の血統を受るのみならず、肥前代表としてふさはしき名なるを以て、かく名乗りしにはあらざるか。然るに事顯はれて公卿には鳥丸大納言光胤以下十八人、其

他夫々罪を得て大望は空しく破壊に終れり。道人は露顯を豫知し藤井右門と共に再舉を期し東西に分れ遁れて潜行し山縣大貳の生國甲斐にも遊び大事を包藏しつつ勝沼地方に蒲桃の四季の形狀を寫生など爲ししも此頃なりしならん。後大阪邊にて憂國の士と共に大望を遂げんとせしことありけんが、これも又壞れたりければ嗚呼天なりとて鬪然として宿志を捨て顧みざること躍を脱するが如く名を變じ衣を改め自ら世外の閑道人と稱し笈を負ひ四方に周遊し詩文書畫を弄ぶのみなりしが其後沓として行く所を知らず」とあり、又松崎慊堂の「慊堂日歷」中にも、人より傳聞として王瑾は山縣大貳の弟子にて大貳處刑の後に信州に奔命せしことを載せて居る。慊堂は肥後の人で道人とは隣縣の間柄に有る許りでなく、兩人とも相當の大家で、道人生前の事を知つて居つた關係上、會々「日歷」中にも記載したのではあるまいか。而し弟子となすことは如何かと思はれる。何となれば明和四年先生四十三歳の時既に道人は五十歳の年長者である。道人が本縣に來往したことは確實なる史實、豎近習町辻乙次郎氏所藏の天龍道人印譜十四冊・月鳴集山本忠告著・陸廼葩齊藤青羊遺稿・信濃守加賀美光章先生に宛てたる書狀・蕉鹿編天龍道人遺稿等に依つて明に認むることが出来る。就中加藤竹亭酒折宮神參照とは最も親交ありて、竹亭篆刻の師は恐らく天龍道人では

あるまいか。竹亭印譜社氏所藏の前書に曰く。

余在峽所友者、日春圖南、爲人豁達好學不倦、善書頗工篆刻、有八子、曰融、齡、預、勃、曄、絢、璞、標、融好讀書、齡工翰墨、預善吹笛、勃曄並善和歌、絢璞標皆能慣灑掃、應對進退事一家、父母兄弟相與和園水魚不啻、昔漢荀淑生八子、俱有才能、謂之八龍、其名位人望雖非今日之比、而所謂旋有政者、豈不可庶箴哉、余每愛慕其家風、因今鏤荀家八龍子孫世昌及其始名各印詩句雜章數枚而貽之

虛庵

王

瑾

識

王瑾之印

公瑜

蕉鹿編に「晚竹亭居士」の哀賦並に哀詩三章を載せてあるが、之れによると、「余每遊峽中、主圖南家、恒以詩書篆章爲友、知音相許云、」中略廷年者圖南次子也、余乃披緘、且驚且嘆、不覺歎歎爲之慟悲哉、」云々、哀詩一首「山水論交二十年、豈知此夕絕朱絃、煩人聊奠靈床栢、一片悲心一片烟、」以て切々たる友情の眞に歎賞せしむるものがある。道人晩年の自讃に曰く。波多野通敏氏藏天下無人知我者、聰道只蒲桃先生、看書不敢論工拙、東西各自傳虛聲、我幸好以有此癖、風流一世得遷名、

「鷺湖折脚仙九十三歲天龍道人王瑾併題書」

文化四戊辰秋家雞偶成風凰因賦之奉祝

聖君萬歲國家安平兼祈生民豐饒者也五風十雨

一天清民化國豐萬物榮自有家雞知

聖代唱來時值鳳昌鳴

天龍王道人九十有一歲 書

而して右の賦文、自讃に於て、道人の人となり及び烈々たる尊皇思想の紙背に溢るるを自ら會得せらるるのである。兎に角、先生と道人との關係が、周圍の事情から見て有り得る様に思はれるので、参考の爲記し置くものである。

ホ、加藤竹亭其の他

家語孔子家語十卷魏ノ王肅ノ註に、「善人ト居レバ、芝蘭ノ室ニ入ルガ如シ。久クシテ其ノ香ヲ聞カズ則チ之ト化スレバナリ。不善人ト居レバ、鮑魚ノ肆ニ入ルガ如シ。久クシテ其ノ臭ヲ聞カズ、亦之ト化スレバナリ。丹ノ藏スル所ノ者ハ赤ク、漆ノ藏スル所ノ者ハ黒シ。是ヲ以テ君子ハ、必ズ其ノ與ニ處ル所ノ者ヲ慎ム。」とありて、人は交る所の友に依つて、其の人物性行の一面を知ることが出来る。先生の人格完成の上に、之等幾

多の盟友の影響感化が、與つて力有ると共に、之等盟友に對する先生の人格・思想が、如何に影響感化を與へたるかは、容易に想像し得るのである。膠漆の親・刎頸の交は當時の志士の間に最もよく保たれたことは、歴史の語る所であるが、先生の往復書牘中にも、よく其の趣が顯はれて居る。先生は情誼に篤く交際も廣く、一旦交を結べば容易に離るべからざる徳望を供へ、圓滿なる人格と深淵なる學殖とは、眞に景仰愛慕の情を起さしむるのである。

先生の交友元より多きも、就中、加藤竹亭・牧野子求・岩下仲説・廣瀬中庵・釋良山・田中嘉卿・山本忠告・澤田東江・豊島豊洲・鈴木澶洲・松宮觀山・人見瑛邑・松崎觀海・木村蓬萊・高坂葛坡・石島筑波・富永獨嘯庵・大道寺友山等山縣大貳先生事蹟考所の諸氏を擧ぐる事が出来る。之等は何れも先生の切磋の朋・琢磨の友である。

五、左傳と保建大記

大貳先生は、明和四年二月十八日、時の町奉行依田豊前守政次の組子數十人の爲に、北八町堀長澤町の寓宅に於て召捕らへられたのであるが、危難がその身に及ぶ迄、從

容、自若として心を動かさず、儒學劍道の教授は平素と何等變はる所はなかつた。其の召捕へられし際、豫め豫知せられたるものか、室内に何物もなく、僅に槍一本・左傳一部・保建大記一部机の上に在りし計りであつたと辨疑録に記してある。此の左傳と保建大記とを、先生が平素愛讀書とせられた計りでなく、最後迄此の二書を座右から手離さなかつた所に、大貳先生の大精神が、十二分に窺ひ知られるのである。二書共に大義名分に徹し、先生の思想と一脈相通するものがあるのである。

春秋は魯の史官の手に成り、孔子の筆削修正したものである。孔子が春秋を修めた所以について、漢籍解題の説く所左の如くである。

孔子が春秋を修めたる所以を考ふるに、孟子が世衰へ道微にして邪說暴行また作る。臣にして其君を弑する者あり、子にして其父を弑する者あり、孔子懼れて春秋を作るといへる如く、孔子は時の衰亂を慨き、其生國にして而も史官の法明なる魯の春秋を修め、之を本據として筆削修正を加へ、極めて慎重なる筆を執りて、其是非順逆を正し、極めて謹嚴なる褒貶を下し、以て賊子亂臣をして戒懼する所有らしめんとしたり、然らば孔子は如何なる意旨を以て褒貶したるかといふに、唯事實によりて直書し、其人の善惡をして隠るる所なく、其善惡をして後世に没せざらしむる

に在り、彼一字一句に盡く褒貶ありといふ説の如き、或は貶有りて褒無しといふ説の如き、或は全く褒貶無しといふ説の如きは史記 孟子 竹書紀年に本づくとも皆取る可からず。

春秋左氏傳

春秋は支那に於ける最古の最も正確なる歴史の元祖である。上は隱公の元年、春王、正月から、下は哀公の十有四年、春、西狩獲麟まで、十二公の正史である。今日傳はるものは、孔子が魯の史官の記して置いた材料に本づいて筆削したもので、史記に「孔子春秋を爲るに及んで筆すべきは筆し、削るべきは削る、子夏の徒一辭を贅する能はず、弟子春秋を受く、孔子曰く、後世丘を知るものは、春秋を以てせむ。而して丘を罪するものも、亦た春秋を以てせむ」と書いてある如く、孔子の決意と自信とを窺ひ知ることが出来る。而して本書に對して左丘明・公羊高・穀梁赤の三人が註釋を試み、之れを經に對して傳と呼んで居る。中でも左丘明の春秋左氏傳が最もよく世間に喧傳せられて三十卷ある。尙左氏には國語といふ書があつて之れを春秋外傳といひ、之れに對して春秋左氏傳をば春秋内傳とも呼んで居るが、先生の愛讀せられたのは勿論、春秋内傳即ち春秋左氏傳である。

春秋左氏傳 漢籍解題

三十卷、作者については古來異説があるが、普通に魯人左丘明の作と稱せられて居る。その大意について杜預の集解の序に左の如く述べて居る。

其凡を發して以て例を言ふは、皆經國の常制、周公の垂法、史書の舊章にして、仲尼從ひて之を修めて以て一經の通體を成せるなり。其顯を微にし、幽を闡き、義類を裁成する者は、皆舊例に據りて義を發し、行事を指して以て褒貶を正せり。諸々書、不書、先書、故書、不言、不稱、書曰と稱するの類、皆新舊を起し、大義を發する所以なり。之を變例といふ。然れども亦史の書さざる所にして、即ち以て義と爲す者あり。此蓋し春秋の新意ならん故に傳風と言はずして曲にして之を暢べたり。其經に義例なく、行事に因りて言へるは、則ち傳直に其歸趣を言ふのみ、例に非ず、故に傳を發するの體には三ありて、例を爲すの情は五あり、一に曰く、微而顯、文此に見えて義を起すこと彼に在り、稱族尊君命、舍族尊夫人、梁亡、城緣陵の類是なり。二に曰く、志而晦、言を約にして制を示し、推して以て例を知るなり。參會不地、與謀曰及の類是なり。三に曰く、婉而成章、曲げて義訓に従ひて以て大順を示すなり。諸々諱み碎くる所、譬もて許の田を假るの類是なり。四に曰く、盡而不汗、と其事を直書して文を

具さにして意を見すなり。丹楹、刻桶、天王求車、齊侯獻捷の類是なり。五に曰く、懲惡而勸善と名を求めて亡び、蓋はんことを欲して章はるなり。齊豹を盜と書し、三叛人に名いふの類是なり。

保建大記 尊皇發達史 三上博士

保建大記は宋の范祖禹の唐鑑に擬し、旨を朱子の通鑑綱目に取り、保元元年から建久後白河法皇の崩御に至る迄の三十餘年の事實を記した史論的の歴史である。その間に於ける政治の得失・君臣の賢否正邪を論じて、大權の皇室を去り、武門に移れる脈絡を明かにし、後人をして亂臣賊子の事を知らしめ、また、皇室を恢復せんと欲せらるる方は、後鳥羽・後醍醐天皇を逐はず、本を修められざるべからずとの意を痛切に論じて居る。即ち、臣下にありての靖獻遺言淺見綱齋著皇室にありての保建大記は、正しく皇政復古を鼓吹した良史の才である。更に谷秦山の辭を借りるならば「之れ古今の珍書なり。これこそ神道を本とし、孔孟の書を羽翼としたるものにて、實に信仰すべき價あるにより、此講席を開く後の學者之に倣ふべきものなり」と激賞して居る。

栗山潜鋒、名は愿、又の名成信、山城の人、年十八の時保建大記を著はし名聲大に著は

る。常に曰、

大丈夫むしろ虎となりて、早く死するも、鼠となりて長生する勿れ

年二十三、又光圀に招かれて修史の業に與り、尋いで彰考館總裁となつた。寶永三年四月七日三十六歳を以て江戸に歿した。日本思想史概説

栗山愿 字伯立 通稱源助 潜鋒又は拙齋、初名長澤成信、山城淀人 寛文十一年生 尙仁親王薨後 退いて都下に居り 生徒に教授 元祿五年水戸に聘せられ、彰考館總裁となる、大日本史編纂 三宅觀瀾 安積澹泊と親交あり 皇統の正閏を神器の在否によりて決す、寶永三年歿 年三十八 駒邊龍光寺に葬る、明治四十年從四位贈位 著書 保建大記 倭史後篇三卷 弊帚集一卷 神功皇后論一卷 潜鋒詩稿若干卷等 保建大記 上下二卷 保元元年後白河天皇即位から 建久三年同法皇の崩御に至る、三十八年間に亘りて起つた大事を記し、之に評論を加へたのである。此間は即ち王權の武門に移るの時代にして著者の深慨の存する所なるは 其自序によりて知るべし 此書は著者が 後西天皇皇子尙仁親王の侍讀となりし時 上りしものにして、其時年僅に十八であつた。亦以て其の奇材を察するに足れり。勳

皇文庫 飯島忠夫記

二卷 栗山原著

保元元年、後鳥羽院・崇徳院の御争から、建久三年、後白河院崩御の後、頼朝執權に至る凡そ三十八年間の記である。書法謹嚴にして神皇正統記に亞ぎ、文章は同書の上に出づとの評がある。元祿二年の自序、正徳二年三宅緝明の序、正徳四年安積覺の跋等がある。

栗山愿は山城國淀の人、伯立と字し、潜鋒と號した。もと長澤氏、世々石川侯に仕へ、桑名某について學び、八條親王に侍讀し、後に西山侯に徵せられて、大番組となり、祿三百石を受け、尋で小納戸に移り、彰考館總裁となり、また安積覺・三宅緝明等と史局を監した。弊箒集・保建大記・義公行實・倭史後編・神功皇后論等の著がある。寶永三年、三十六歳を以て病歿した。

保建大記

序 元祿二年己巳六月七日 栗山愿謹序

保建大記、記保元至建久中間三十餘年、事之最大者也。臣竊攷觀帝王之治、未有不本諸身而達之天下後世者。上世皇祖授靈之初。曰。寶祚之隆、當與天壤無窮。其德之盛

業之大、百王歴歴、一姓綿綿、可以配日月、以要鬼神、以視方域之外。而固不待著之歌頌、勒之金石也。臣讀保元建久之事、一喜失政不王、既如此、擅彊不臣亦如此、而無設、朶、願、神器、砥、大寶者。眞爲祖宗本於身之德也。一悲綱紀弛墜之甚、政弊因襲之極、名爲保天下、而政出外臣者、實爲後王不本於身之過也。房搜遺籍、綴緝成編。私逆禍源、以論其所由、上起後白河之即位、下終後鳥羽之建久、凡六王三十八年、爲兩卷、宮廷之儀、軍國之事、雖不能徧舉、曲盡、而至於治本亂幾、關係大體者、則亦可觀其略歟。

元祿二年己巳六月七日 栗山愿謹序

保建大記 潜鋒栗山愿伯立甫 乾坤二卷

正徳壬辰秋 平安三宅緝明序文
元祿二年己巳六月七日 栗山愿謹序

上保建大記彈正尹八條親王 愿稽首謹言

當是時。宐以躬擁三器爲正。古昔三器。通謂之璽。璽信也。皇祖授璽。持寶鏡曰。吾兒視此。當猶視吾。又曰。莫思爾祖。吾在鏡中。又曰。如八坂瓊之玅。如白銅鏡之明。且提神劍平天下。神武建都橿原。奉安三物。親祭匪懈。以爲祖先之神。以爲天位之信。又以爲修己之具。又以爲馭天下之器。至崇神。別模鏡劍。爲護身璽。世世相承。而莫之改也。如天徳長久之火神鏡。壽永之失寶劍。世變固既大。

而至元曆無璽而即位。則其變不可勝言。當時藤原兼實區區恐開禍端。而其裔良基。至有以臣爲神璽。尊氏爲寶劍之言焉。雖然。護身之靈器。鎮宇之神物。萬世公議。終不容僞主亂眞。閔位蔑正。則世道雖夷。王風雖降。而三璽之尊自若矣。

是時ニ當テ宜シク船ヲ三器ヲ擁スルヲ以テ正トナスベシ。古昔三器ハ通シテ之ヲ璽ト謂フ。璽ハ信ナリ。皇祖授璽スルヤ寶鏡ヲ持シテ曰ク。吾兒此ヲ視ルコト、當ニ吾ヲ視ルゴトクスベシ。又曰。爾ノ祖ヲ思フコトナカレ、吾鏡中ニ在リ。又曰。八坂瓊ノ妙ノ如キハ、白銅鏡ノ明ノ如シ。且。神劍ヲ提ケテ、天下ヲ平ケヨト。神武都ヲ樞原ニ建テ。三物ヲ奉安シ、親祭懈ラズ、以テ祖先ノ神トナシ、以テ天位ノ信トナス。又以テ己ヲ修ムルノ具トナス。又以テ天下ヲ馭スルノ器トナス。崇神ニ至ツテ、別ニ鏡劍ヲ模シテ護身ノ璽トナス。世世相承ケテ之ヲ改ムルコトナシ。天徳・長久ノ神鏡ヲ火キ、壽永ノ寶劍ヲ失フ如キ、世變固ヨリ既ニ大ニシテ、元曆璽ナクシテ位ニ即クニ至テハ。則チ其變勝テ言フベカラズ。當時藤原兼實區區禍端ヲ開ク事ヲ恐レテ、其ノ裔良基、臣ヲ以テ神璽トナシ。尊氏ヲ寶劍トナスノ言有ルニ至ル。然リト雖モ、護身ノ靈器、鎮宇ノ神物、萬世ノ公議。終ニ僞主眞ヲ亂シ。閔位正ヲ蔑ス事ヲ容サズハ、則世道夷ト雖モ。王風降ト雖モ。而モ三璽ノ尊、自若タリ。

保建大記 (原文)

恭惟、我邦之古。天子輔相。燮理陰陽而已。尊崇祭祀而已。種子天宮主祀輔政。神八井耳爲忌人弼政。所謂。祭政惟一。正謂此也。如經營遠邇。柔懷黎黔。蓋申食國政大夫之所掌也。

保建大記

當是時。宜以船擁三器爲正。古昔三器。通謂之璽。璽信也。皇祖授璽。持寶鏡曰。吾兒視此。當猶視吾。又曰。莫思爾祖。吾在鏡中。又曰。如八坂瓊之妙。如白銅鏡之明。且提神劍平天下。神武建都樞原。奉安三物。親祭匪懈。以爲祖先之神。以爲天位之信。又以爲修己之具。又以爲馭天下之器。云々

先生の著書に院政記略卷數未詳、事蹟考三卷、海錄二卷、後哲叢談六卷、解冤夜談・辨疑錄卷數を載せずの名著あるも、後世之を知るに由なく、三上參次博士は、「白河・鳥羽二帝の政を失ひ給ひしより、政權の武門に皈せしを慨歎せしものにて、粟山愿の保建大記に似たるものなりと想像せらるるなり」と言ひてその内容に觸れず、又解冤夜話に、「悲白河・鳥羽之失政、著院政略記」とありて書名を異にすると雖も、白河・鳥羽二帝の失政を悲しみて作れる點は同一である。若し本書にして今日傳はらば、恐らく保建大記と聲價を一にし、後世を

裨益し先生の精神を知る好資料たるべきに、惜いかな、披見することを得ざるは反すくも遺憾である。竹内式部亦京都公卿に保建大記を講義した所を思へば式部先生の思想も大貳先生の思想も共に栗山愿先生の思想とは必ずや相一致し、院政記略の内容も保建大記の内容と略ぼ軌を一にせるものなることは、容易に想像するに難くないと信ずるものである。

六、勤皇思想

一、柳子新論

柳子新論は先生の生命であり、血潮である。尊皇の精神も、大義の名分も紙背に徹し、躍如たるものがある。先生なくして柳子新論なく、柳子新論なくして先生なしと言ふと雖も、敢て過言ではあるまいと信ずるものである。先生の著書は相當多數に、多種多様に彌つて編著されたものと信ずるが、惜むべきことには、其の多くは散逸湮滅して巷間傳ふるものは甚だ尠い。殊に、尊皇思想を具顯した著書に至つては、他に其の類例を見ない。院政紀略三卷、古記録中に收めて、其の名稱を發見するが、現今流

布せられたるを聴かない。或は災厄の難に遭ふたのではあるまいか。本書は、正名・得一・人文・大體・文武・天民・編民・勸士・安民・守業・通貨・利害・富強の十三篇から成つて居る。本書の由來は、本書の巻尾に「寶曆己卯註、九年、紀元二四一九春二月、峽中山縣昌貞識」の先生自書の跋文によつて明かである。今之れを意譯すれば即ち左の通りである。

吾が家は駒ヶ嶽の東、釜無川畔にあつて六世續いた。享保の初めに數々水害を蒙つたので、到底修築することは出来ない。だから其の居宅を移して、故の住宅地には菽麥を植ゑ付けたが、その時開墾の際に、隅々一の石の函を掘り出した。石函の中をよくよく改めると、何れも元明時代以前に鑄られたと思はれる錢刀と、古ぼけた一冊の柳子新論と言ふ古書が函底から出て來た。觀ると柳子新論は既にぼろ／＼に腐つて居つて、逆も披閱に便利でない。そこで私の父が一本を書寫した、内容は十三篇から成つて居るが、著はした當時既に校定を経た様である。それから後に二拾餘歳たつて父は死んだ。私も取出してこの柳子新論を讀んで見ると、其の文章が政體の可否を論じた箇所は随分取るべき點があり、又文章中には随分憤勵の言葉も多くあつた。考へて見ると多分中葉以後の作の様に思はれる。其の耶蘇教を排斥して

居る點から觀れば、蓋し織田氏の時代ではあるまいか。今國史傳記を考へて見るに、徳川幕府以前に柳姓を持つて居る者は澤山あるから、今日何人が作つたものであるかを斷定することは出來ない。それについても私は、衰亂の際に係はらず、尙ほ能く斯の如き人が居つて、亦斯の如き文章を遺したのに、其の人の姓名さへ湮滅してしまつたことは誠に残念なことである。但し父上が書殘して置いてくれたものは有るが、之れは他人に見せることは遠慮する。故に自分が更に一本を繕寫して副本となし、父上の謄寫した一本と共に巾笥に藏して置くことにした。庶幾くは良友の論定を俟つて、而して子孫の爲に家の寶としたいと思ふ。

以上の文章を通して見る時は、柳子新論は織田氏時代に姓名未詳の先人によつて書置かれたものの如くに説かれて居るが、實は柳莊先生の自著なることは秋毫も疑を容れざる所である。

然らば先生が何故に本書を著すに至つたか。又何の爲に姓名を隱匿して特に先人に假託したのであるか。前者は、尊皇愛國・大義名分の爲に、己むに己まれぬ赤誠の發露と、後者は野人朝政を議するの僭踰を知つて居つたからである。前者は更に細説尊皇精神參照を試み、其の意義を闡明にすると共に、後者は暫らく松宮主鈴の柳子新

論跋註、實曆十三癸未初秋中泮、下野、毛野、松宮主鈴菅原俊仍諱を引用して其の理由を明にしたいと思ふ。

野人の朝政を議するは、僭踰の罪ありとなす。故に君子これを慎む。官吏の治道に晦きは尸位の謗を免れず。故に哲人これを愧づ。是を以て學者の世を憂ぶる者、政治を論する有れば、則ち或は言を異人に託し、或は諸トキを古塚の石棺中に得たりとなす。蓋し之を神にして以て信を人に取り、之を奇にして價を加ふるを求むる者なり。これを讀む者は自ら其の非を曉るの益あり。而して之を議する者は罪を其の任に非ざるに被るの憂なし。一は以て特智を錫たまふの天眷を空しうせず。一は以て君子身を守るの慮を失ふことなし。一舉して兩つながら之を得る者と謂つべし。勳皇文庫本に據る

本書に對して、山田穀人武藏・松宮主鈴下野人・橋正秀江戸等の諸氏は跋文後序勳皇文庫

文庫・事蹟考資を寄せ、久阪玄瑞は其著「俟采擇錄」に之を載せ、吉田松陰先生も亦筆

寫讀了せられし事は丙辰日記・讀餘雜抄歴史一七ノ七、村尾次郎氏研究に於て明かなる事實である。

近時、勳皇思想の昂揚せらるるに従ひて、本書が各方面から検討考覈せらるることは誠に喜ぶべき傾向である。

イ、我が國體

九〇

大貳先生の我が國體に對する御考へは、

天皇様に歸一し奉ると言ふが、先生の根本理念である。「天に二日なく、地に二王なし。」
得「君臣貳なく、權政一に歸す。」
得「則ち人の之に歸すること衆星の北辰に拱ふが如し。」
得「人文と述べられて居りますが、皇國日本が萬邦無比の國體を有する所以も、亦實に茲に存するのである。先生が疾に日本精神の眞髓に徹し、之が知行合一に邁進し、不幸玉碎せらるると雖も敢て悔なきを信するものである。更に先生は我が國體に對して、神皇基を肇め、緝熙穆々、力めて利用厚生之道をなし、明々たる其徳、四表に光被すと稱し、正名・禮樂・刑罰・衣冠等の制教存し、先王の民を視ること子の如く、之を愛すること手足の如く、故に民は安く樂しみ、之を以て民の先王を視ること父母の如しと述べて居る。君臣一如・君民父子・皇室中心は我が國體の本義である。先生既にかかる精神を把握し、明鏡に照して澆季末世を顧みる時に、自ら皇政復古の思想が産み出されたることは必然の結果と謂はねばならぬ。

神皇基を肇む

我が東方の國たるや、神皇基を肇め、緝熙穆穆、力めて利用厚生之道を作す。明々たる其の徳、四表に光被する者一千有餘年、衣冠の制を立て、禮樂の教を設く。周召の若きあり、伊傳の若きあり、民今に到るまで其の化を被らざるなし。(正名篇)

神器移らず

然りと雖も先王の明德、深く民心に浹洽す。則ち強暴の臣、尙ほ忌憚無き能はず。是を以て、神器移らず、皇統綫かに存す。(正名篇)

天に二日なく、民に二王なし

夫れ天は一を得て以て清く、地は一を得て以て寧く、王侯一を得て以て天下貞たり。豈に特に天地と王侯とのみ然りとなさんや。大夫一を得るにあらざれば、以て其の家を治むべからず。士一を得るにあらざれば、以て其の妻孥を養ふべからず。庶人一を得るにあらざれば、以て其の身を安んずべからず。父以て其の子を教ふべから

九二
す。子以て父に事ふべからず。故に天に二日なく、民に二王なし。忠臣は二君に事
へず、烈女は二夫を更へずと。(得一篇)

衆星の北辰に拱ふが如し

惟人は萬物の靈、靈なれば則ち神、群聚の中、必ず傑然たる者あり。能く自ら其の生
を遂げ、以て人の生に及し、能く自ら其の身を養ふて、以て人の身に及し、食を作りて之
に食はしめ、衣を作りて之に衣せ、之に稼穡を教へ、之に紡織を教へ、利用厚生至らざる
所なし。則ち人の之に仮すること、衆星の北辰に拱ふが如し。(人文篇)

先皇の民を視る其の子を視るが如し

古昔の所謂天民には其の數四あり、曰く士、曰く農、曰く工、曰く商、士は善く官政に服
し、以て天下の義を勤め、農は善く稼穡に務め、以て天下の食を足し、工は善く器物を制
して、以て天下の用を濟し、商は善く貿易を爲して、以て天下の財を通ず、此の四者は上
天職を奉じ、下人事を濟す、相愛し相養ひ、相輔け相成し、以て一日も相無るべからざる
者なり、先王の民を視る其の子を視るが如く、民先王を視る其の父母を視るが如し、父

母善く子を教へ、子善く父母を養ひ、道は其の中に存す、是を以て上下和睦して怨惡あ
ること無く、國以て治り、人以て安し。(天民篇)

鰥寡咸く其の徳を被れり

夫れ農は能く百穀を播き、春耕し秋穫り、草處露宿し、手足胼胝、作役して以て上に奉
じ、餘力以て父母及び妻子を養ひ、瘡々として怠らざる者なり、夫れ人食なければ則ち
生きず、貴きこと王公たり、富四海を有つも、而も其の司命を爲すものは農にあらずや、
故に先王司農の職を命じ、男に稼穡を勤め、女に紡績を教へ、稅斂を薄ふして以て之を
富まし、力役を省きて以て之を安んじ、之を親み之を愛で、鰥寡咸く其の徳を被れり。
(天民篇)

先王の治

夫れ民の業に居るや、父子相承け、世々變ぜず、各々其の土に安んじ、各々其の事を治
むる者は、先王の治なり、是を以て上古の民は能く其の道を知りて、而して其の業に力
む、食は此を以て足り、器は此を以て堅く、財は此を以て通ず、之を用ふる者損なく、之を

爲す者乏しからず。(守業篇)

九四

ロ、非政弊風

大貳先生の在世五拾參年間は

上に、中御門天皇・櫻町天皇・桃園天皇を戴き、下は將軍吉宗・家重・家治の三代に亘る時代である。徳川家康覇府を江戸に開いてから、既に百二三十年を經過し、此の間一張一弛、幕政漸く弛廢し、吉宗出づるに及び諸政改革を斷行し、殖産を興し、纔に難をまぬがれる事を得た。然るに家重・家治相繼ぐに及び政治に倦み、加ふるに大岡忠光・田沼意次等の嬖臣を寵用し、非政百出、弊風靡然として天下に横行するに至つた。皇恩の深きに狎れ、太平の夢を貪り、安逸・遊情・共樂を事とし、權勢に媚び賄賂公行し、良民は蝨し、賤民跋扈し、仁義の道・禮樂の教・尙文尙武の風蕩然として地を拂ひ、眞に澆季末世の時相を現出するに至つた。此の時に當り、聖天子京都に御座まし、賢宰良相輔弼の任にあり、民心漸く西に向ひ、皇運扶翼の實、愈々熟するに至つた。

治道の害

今且く其の大なる者を擧んに、官制を特に甚しとなす、夫れ文は以て常を守り、武は以て變に處するは、古今の通途にして天下の達道なり、如今、官に文武の別なく、則ち變に處する者を以て常を守る、固より其の所に非らざるなり、且つ夫れ諸侯は國君にして、各々方土を受け、世々其の爵を襲ふ、社稷あり、民人あり、尙ほ且つ將校を以て自ら處り、専ら無文の令を出し、乃ち計吏宰官の類の如き、終身武事に與らざる者に至りても、亦た皆兵士を以て自ら任じ、一に苛刻の政を致す、其の治道に害ある者一なり。(正名篇)

義なく制なし

且つ今の諸侯士大夫と、凡そ五品以上に居る者、咸く國守の號を受け、若しくは八省の諸官に任ずるも、亦た皆名ありて實なし、六品以下に至りては、則ち悶乎として之を或は聞くことなし、吾其の何の故なるを知らざるなり、況んや制を彼れに承け、事に此に従ふ、則ち貳するなからんと欲すと雖も、其れ得べけんや、是れ其の義なく制なき者二なり。(正名篇)

九五

尊卑の序を失ふ

將相は君として納言は臣たり、五品の屬にして、四品の貴なるあり、尾大にして掉はざるにあらざれば、則ち冠履倒置にして、唯だ權之を凌ぎ、唯だ威之に乗ず、是れ其の尊卑の序を失ふ三なり。(正名篇)

濫りに官號を冒す

且つや古の人、相呼ぶに名字を以てし、或は兄弟の行を稱せり、輒近以來、卿大夫一に其の官を稱して、其の名を問はず、乃ち士庶人無職の者に至りても、亦た皆濫りに内外の官號を冒し、兵衛、衛門、助、丞の類、農、工、商、賈、奚、奴、輿、隸の卑より、戯子、雜戶、丐兒、非人の賤に及ぶまで、毎に必らず是に於てす、夫れ律の法あるや、官を私し、官を犯す者は、皆罪して赦すことなし、今若し法を以て之を糾さば、天下に遺民なきに幾し、是れ其の淆亂して之を如何ともすべからざる四なり。(正名篇)

笑ふべく歎くべし

凡そ此の如きの類、俗を成し、風を成せる、固より一朝一夕の故にあらざるなり、殿様御候、致仕等の言語は別に一家を成し、文字は別に一義を成す、乃ち搢紳諸士の間、日々に用ひて意を通ずるも、亦た未だ其の何の義たるを知らず、事々皆爾り、物々皆爾り、豈に笑ふべく歎くべきの甚しきにあらずや。(正名篇)

我が徒亦た將た安くに依らん

一、今夫れ衰亂の國、君臣其の志を二にし、祿位其の本を二にす。故に名を好む者は、彼に従ひ、利を好む者は此に従ふ。名利相屬せずして情慾分る。我が徒、將た安くに依らん

二、富を願つ者は貴からず。貴を賣る者は富ます。富貴相傳ずして威權別る。即ち我が徒、亦た將た安くに依らん。

三、此に於ては則ち君となり、彼に於ては臣となる。故に謀を出す者、依違として是非を定むること能はず。事に臨む者、首鼠其の進退を決すること能はず。范乎として中野に在るが如く、洋乎として中流に在るが如し。仁何に由てか、施さん。忠何に由てか、致さん。公侯皆然り、士庶皆然り、即ち我が徒、亦た將た安くに依らん。

四苟且の議定り、姑息の令出づ、一は以て是となし、一は以て非となす。民の言に曰く、令行はる三日、禁止する三日、朝暮に相變し、且夕に相戻る。即ち我が徒亦た將た何れに依らん。(得一篇)

澆季の弊

即ち我邦の俗の如き、縦令ひ聖賢の君ありて、古禮を行ひ、古樂を奏し、官政舊に率ひ衣冠再び擧るも、亦た惟々斷髮の俗・裸跣の習、馴致の久しきにあらざれば、奚んぞ能く中土の人に似んや。士必らず桎梏に勝へず、民必らず窘束に勝へざらん。是れ其の之を如何ともすべからざる者、噫、澆季の弊一に此に至るや。長歎息なからんと欲すと雖も得べからざるなり。(人文篇)

故事のみ

今の政に従ふ者、自ら其の謀を出すこと能はず。自ら其の慮を發すること能はず。率ね先世の事に因循し、可と不可とを問ふことなく、輒ち曰く。故事のみ。故事のみと。事の窮むべからざるを如何ともすること無し。(大體篇)

賄賂朝野に公行す

是を以て其事に従ふ者、利を見て進み、害を見て退き、唯其罪を免れんと欲して、其身を致すを欲せず、讒諛其間を窺ひ、便嬖其虚に乘じ、財を出して事を成し、貨を納れて私を求め、賄賂朝野に公行す。(大體篇)

尙武卑文

政の關東に移るや、鄙人其威を奮ひ、陪臣其の權を専らにす、爾來五百有餘年なり、人唯だ武を尙ぶを知りて、文を尙ぶを知らず、文を尙ばざるの弊は、禮樂並び壞れて、士は其の鄙倍に勝へず、武を尙ぶの弊は、刑罰孤行し、民其の苛刻に勝へず、俗吏乃ち謂ふ、文を用ふる迂なる、武に任ずるの愈れるに如かず、禮をなすの難き、刑をなすの易きに如かず、古、何んぞ以て稽ふるに足らんや、道、何んぞ以て學ぶに足らんと。(文武篇)

冗官倍々多し

今や天下の士たるもの、列位己に廣く、冗員倍々多く、亦た唯だ便宜事を執るのみ、文

にあらず、武にあらず、彼れ將た何を以て任となさんか。(文武篇)

100

曲從阿諛

今の天下の如き豈に特に民をのみ然りとなさんや、乃ち卿士大夫に至りても、亦た惟だ免れんことを之求めて、曲從阿諛は、一に海内の俗となり、廉耻の心爾然たり又安んぞ之を君子の朝に齒せんや、嗟、之を要するに皆武を尙びて文を尙ばざるの弊のみ。(文武篇)

飽食暖衣

今の時に當り、士氣大に衰へ、内には廉恥の心なく、外には匡救の功なく、上には天職を廢し、下には人事を誤り、蚩々として商賈と利を争ひ、農を妨げ、工を傷ひ、殘害以て威と稱し、飽食暖衣安逸以て徳と稱す。(天民篇)

窮乏死に至るも曾て回顧せず

後世は則ち然らず、磽确の地、斥鹵の田、日々に其の力を竭くし、月々に其の功を加へ、

才かに擔石を得れば、則ち姦吏其の利を争ひ、税する所仕に六七調庸と併せ收め、盡きざれば已まず、偶々肌壤の入る所以て食に當つべき者あれば、則ち盡して之を計り、校して之を正し、課役と並び賦し、竭きざれば措かず、窮乏死に至るも曾て回顧せず。(天民篇)

收むる所は斗升に過ぎず

夫れ此の如くなれば、則ち土には肥瘠なく、歳には豊儉なく、凍餒相依り、遂に、其の業を廢し、計盡き術窮まれば、則ち販鬻して末を逐ふ者あり、奔走して食を乞ふ者あり、散じて溝壑に轉する者あり、亡命して竊盜する者あり、劫略して相殺す者あり、人愈々少くして地愈々荒れ、負郭二頃の田、收むる所は斗升に過ぎず、加ふるに水旱の災を以てすれば、則ち手を束ねて斃るゝを俟つ者あり、故に民の閭巷に在るや、善く鬻く者は富み、善く耕す者は饑う、之を先王の典に視れば、豈に異ならざらんや。(天民篇)

官其の制なし

其の吏たる者は、不學無術、唯だ錢貨の貴ぶべきを知りて、利を見て義を廢せば、則ち

101

商賈の權は、上は王公を侮り、下は朝士を凌ぎ、工を使ふこと奴隸の如く、農を視ること
臧獲の如し、生を厚ふするの道亡ぶ、是れ他なし、官其の制なければなり。(天民篇)

無頼の民都下に潜匿す

近世衰亂の後を承け、編伍法を失ひ、戸籍明ならず、十室の邑すら、尙相識らざるもの
あり、況んや通邑大都をや、無頼の民、亡命して家を破る者、歳ごとに千を以て數ふ、然れ
ども此を去り彼に居れば、則ち知るべからざるなり、故に潜匿して都下にあるもの、或
は終身追捕を免れ、還つて安逸の人となり、僥倖にして業を起し能く千金を致す者も、
亦た多からずとせず。(編民篇)

士氣の衰へたるや窮まれり

即ち今の士大夫も、亦た徒だ其の音を聽き其の容を視るのみならず、動もすれば其
の伎を學び、其の曲を習ひ、甚しきは郊廟朝廷の祭祀典禮に至るまで之を用ひて以て
韶武に易ふるあり、王侯も之を舞ひ、卿相も之を奏し、美善此に盡きたりと稱す、其の音
たるを観るに節なく制なく、聲律愜はず、宮商序なく、和に非ず、應に非ず、相喚び相叫び、

曾て鳥啼猿嘯にだも若かざるなり、舞は則ち文ならず武ならず、進退法なく、周旋度な
し、歌は則ち侏離缺舌、興もなく趣もなく、景もなく情もなく、夢に託し妖に託すも、亦た
何の意義が之れあらん、若し其の絲竹和すべき者は、則ち繁手數節、靡々褻慢にして、中
菁の言尙は聞くべきも、斯の言の鄙なるは聞くべからざるなり、亦た唯だ上の好む所、
下必すこれよりも甚しきものあり、則ち其の風を移し俗を易ふるは、置郵して命を傳
ふるよりも疾し、諸此の如きの類、恥づべくして愧ぢず、惡むべくして憎まず、士氣の衰
へたるや窮まれり。(勳士篇)

民寧處に違あらず

今天下の諸侯、國ごとに其の政を同ふせず、人ごとに其の俗を同ふせず、而して不學
無術の徒、目前の近利に徇ひ、經久の遠圖を忘れ、賦斂省かず、刑罰措かず、法令常なく、賞
罰中を失へば、則ち民寧處に違あらず、此を去れば、彼に就き、彼を出でて、此に入り、恟々
として唯だ其の免れんことを之れ求む。(安民篇)

蠻夷の爲す所なり

磔、梟、火刑の如きに至りては、則ち蠻夷の爲す所、之に加ふるに族滅を以てす、而も酷なること極れり、故に一家を燔けば、則ち身既に灰せられ、一禽を殺せば、則ち族頓に赤せらる、長陵一杯の土を盗むが若きあらば、則ち吾未だ其の何を以て之に加へんかを知らざるなり。(安民篇)

農事日に怠る

輓近以來、邦國の租、或は什に五六を收め、加ふるに調と庸とを以てす、則ち稼穡の力は卒に其の費を償ふ能はず、是を以て田野日に荒れて農事日に怠る、怠れば斯に窮し、窮すれば斯に濫す、濫すれば斯に軼す、軼して復らざれば年穀登らずして食足らず、唯だ夫の商賈は則ち然らず、價賤しければ居き、價貴ければ廢し、廢居己に在り、而して利は擧るが如し。(通貨篇)

天下の不利

故に今の世、公侯百里の國も、以て其の孤獨を恤むに足らず、卿相萬戸の封も、以て其の矜寡を憐むに足らず、大夫も以て其の家事を治むるに足らず、士も以て其の妻孥を

養ふに足らず、農工も皆其の債を償ふに足らず、足らざれば、則ち之を商賈に假る、一歳の息、或は其の母に倍蓰し、衣を賂り財を典し、及び妻孥を質となす者あるに至る、天下の不利孰れか之より大ならん。(通貨篇)

教化の害

今天下の士大夫、請を託して官を得、賂を納れて貴を取る、則ち饗養の族、廟堂の上に盤桓し、貧賤の俗、輦轂の下に羅織す、故に士庶人の贊、或は一家の産を破り、卿大夫の贈、率ね一歳の俸を傾く、之を贈る者多くして、之に酬ゆる者寡ければ、則ち貨は皆威權の門に聚る、乃ち士大夫の其の身を立てんと欲する者、十室の邑、擔石の俸、奚んぞ以て其妻孥を養ふに足らんや、是を以て其仕進に志す者、唯だ其の富を欲し、其の利を羨み、貪慕の情、一たび萌して廉恥の心罷む、其の教化に害ある者一なり。(通貨篇)

風俗の害

且つ士大夫の官にある者、己れ賂を以て之を得たり、則ち其の人に於けり、亦た必ず然らざること無き能はず、故に善く賂ふ者は之を好みし、善く賂はざる者は之を惡む、

宦官宮妾、之に乗じて以て其の利を貪り、以て其の欲を達し、忠信の士退き、貪墨の俗進む、是れ其の風俗に害ある三なり。(通貨篇)

政事の害

又其の權貴に居る者、必しも欲なくんばあらず、而して之に贈る者、必しも辭なくんばあらず、則ち己むを得ずして之を受く數々、贈り數々受くるに及んでは、則ち必ず回護なき能はず、而して之を薦め之を擧ぐ、必ずしも其の賢愚を問はず、是れ名は人を選ぶと稱して、而も實は官を賣るのとなす、其の政事に害ある者二なり。(通貨篇)

人情の害

事を求むる者、唯だ彼の欲に乗じ、之に啖はしめ、以て己の事を濟す、則ち權勢の家、轍の跡絶えずして、罷官の門、雀羅設くべし、是れ其の人情に害ある者四なり。(通貨篇)

制令の害

權勢の家、其の臣妾の寵ある者、固より論なきのみ、僮僕奴婢の屬に至るまで、亦皆其

の私を受けて、其の財を富まし、肉を食ひ、帛を衣、逸居終藏、奢侈其の分に過ぐ、是れ其の制令に害ある者五なり、五つの者皆天下の事に害ありて、財之が爲めに通ぜず、貨之が爲めに足らず、豈に禁ぜざるべけんや。(通貨篇)

ハ、救國安民

大貳先生の國家を憂へ、皇室を尊び、皇政を復古して、上御一人に歸一し奉る大精神は、牢固として、抜く事が出来ない。權勢を懼れず、威武に屈することなく、毅然として大義を唱へ、名分を正し、私を滅ぼして、公に殉ず、眞に皇國臣民の典型である。

苟も時弊を救済し、安居樂土を建設し、萬民をして各々其の堵に安んぜしむるは、爲政者の常に心掛くべき所である。然るに當時の如く、幕政弛廢し、權臣權を專にし、朝令暮改、民の歸趨する所を知らない。是れ偏に霸道の弊にして、我が國體の本義に悖る所以である。宜しく幕府を倒して、皇政の復古に復し、先皇の仁政に歸へすは、今日よりも急務なる時はない。「今は天下の琴瑟調はざること甚だし、是れよろしく更張すべきの時なり、機失ふべからず」(大體篇) 然らば、先王の仁政とは何か。即ち

利用厚生の道を樹てること、名を正し禮樂を興し刑罰を嚴にすること、大害を除きて大利を興すこと、尙文尙武の風を養ふこと、人材を登用すること、農民を愛撫すること、編伍制を設くること、食貨の政をたてること、等々である。先生の所論は大概侃々嘵々、條理整然、悲憤慷慨、熱血迸りて應々紙面に躍如たるものがある。

皇政復古

然りと雖も此の如くにして尙ほ能く其の宗廟を保ち、百世廢せずして、今に到るまで四百有餘年、權下に移ると雖も、道其れ斯に在らずや、先王の大經大法は、自ら律令りつりやうの見るべきあり、若し能く民を愛する心あらば、名其れ正うすべからざらんや、哀しい哉、天下其の人あるなきや、既に盡く其の古に復する能はず、亦た盡く其の舊に變する能はず、其の盡さざる所ありとは何ぞや、豈に其の物を尙ぶを知りて、名を尙ぶを知らず、己の爲めにするを知りて、天下の爲めにするを知らざるに由るか、抑も亦た學政行はれず、而して術智及ばざる所あるなり。(正名篇)

得一の道

國の計をなす者、亦た惟だ官制を復し以て其の名を正し、禮樂を興し以て其の實を樂しむに如かず、君子貳なく、權勢一に歸し、令すれば行はれ、禁すれば止み、而して後君子位に在り、小人歸する所あり、是を之れ一を得るの道といふ。(得一篇)

大利大害

天下國家を治むる者は、先づ其の大なる者を治めて、而して小なる者之に従ふ。故に大利は興さざるべからず。大害は除かざるべからず、何をか大利といひ、何をか大害といふ。君仁に臣賢にして善人政を爲すは天下の大利なり。君暴に臣愚にして小人事を用ふるは天下の大害なり。大利興れば則ち大害止み、善人舉がれば則ち小人伏す。(大體篇)

天下の大政

士を擢んで相となし、卒を抜きて將となし、固より不可なきなり。義を以て禮を興し、禮を以て人を制するに若かざるなり。賢良の士を擧げ、諂諛の徒を誅し、賄賂の途を塞ぎ、廉恥の端を開き、而して後始めて治をいふべきなり。而して後始めて道を

語るべきなり。是れ之を天下の大政といふ。(大體篇)

文武

且つ夫れ文武は譬へば猶權衡の如きなり、一昂一低、治亂乃ち知られ、一重一輕、盛衰乃ち見ゆ、奚んぞ以て偏廢すけんや、是故に文武の天下に於けるや、一張一弛して、剛柔迭ひに擧げ、一動一靜して、強弱並びに行ひ、而して後能く四海を平均し、民其の樂を樂みて、其の利を利とす、人今に到るまで、徳を稱せざるなし。(文武篇)

抑末復本

古に言へることあり、曰く上の好むところ、下これより甚しきものありと、先王其の此の如きを察す、故に徳を貴とび、貨を賤し、以て民の邪慝を禁ぜり、教令上に明にして、風俗下に美なる所以なり、今且つ須からく官を置き、職を立て、末を抑へ、本に復し、商賈の權を奪ひ、農工の業を興すべし、然る後士氣漸く復し、各々其の生をなす所を樂まば、則ち四民其の所を得て、天下安きに居らん。(天民篇)

治民の害

古者民を治むるの法、必ず編伍あり、編伍法なければ、則ち民土に安んぜず、民土に安んぜざれば、則ち國亡命多し、國亡命多ければ、則ち盜賊並び起る、治民の害は、盜賊より大なるはなし。(編民篇)

編伍の制

宜しく編伍の制を復し、戶籍の法を明にし、戴毛含齒の屬をして、上には管する所あり、下には由る所あり、綱擧り目張り、掛漏くわろうの謗を容れざらしむべし、然る後土着の俗成り、而して刑措くの化行はれん、其の國を治むるの道に於て、庶幾くば以て一變をなすべきなり。(編民篇)

良民

農工商賈、此を之れ民の良といふ、所謂良とは、用を利し、生を辱ふし、相輔け相養ひ、以て國家に益ある者なり、故に先王は師を立て、以て之を教へ、官を立て、以て之を治

め、之を愛し之を親しみ、之を視ること子の如く、編伍に制あり、使役に法あり、推して以て士と相齒す、之を四民といふ、良たる所以なり。(勸士篇)

人材登用

故に先王の教を立つるや、師あり官あり、選んで之を擧げ、登せて之を庸ふ、而して後天下遺才あることなし。(勸士篇)

勸士の道

今の時と雖も、苟くも能く之を好むこと燕王の如き者あらば、士も亦た豈に其の門に造るを願はざらんや、唯だ夫れ科擧の法なく、能者をして屈して伸びず、不能者をして強て欲せざるの事を爲さしめて責むるに、其の人無きを以てするものは何ぞや、是れ特に國家に益なき者を擧げて天下に用ある者を抑ふるのみ、曷んぞ以て士を勸むるの道となさん、亦た曷んぞ以て民を安んずるの道となさん。(勸士篇)

歸仁

魚の池に在るや、江海を思はざるはなし、鳥の樊籠に在るや、山林を思はざるはなし、是れ佗なし、皆其の自ら安んずる所なり、即ち民の天下に於けるも、亦た然らざらんや、先王其の然るを知り、之を視ること子の如く、之を愛すること手足の如し、故に其の安んずべきを爲し、而して民之に安んじ、其の樂しむべきを爲し、而して民之を樂しむ、其れ既に安く、又既に樂し、是を以て民の先王を視るも、亦た猶其の父母を視るが如く、孰れか其の仁に歸せざる者あらんや。(安民篇)

安民の道

今の政をなす者、概ね皆聚斂附益の徒、其の禍を蒙むる者は、獨り農を甚しとなす、若し能く循廉の吏を用ひ、農桑の利を奪ふことなくば、則ち天下の食足る、天下食足りて而して後民其業に安んぜん、又循廉の吏を用ひ、商賈の利を繼にすることなくば、則ち天下の財足る、天下財足りて而して後士其職に安んぜん、士安ければ、則ち國強く、民安ければ、則ち國富む、國強く且つ富むは天下の福なり、夫れ然る後に、禮樂興すべきなり、賞罰明らかにすべきなり、是を之れ民を安んずるの道と謂ふなり、是を之れ長久の策と謂ふなり。(安民篇)

勸 農

食を足すの道は、農事を勸むより先なるはなく、貨を通ずるの計は、物價を平にするより先なるはなし、税斂を厚ふせざれば則ち農勸み、商利を縦にせざれば則ち價半なり、古の時帝王能く其の農を勸む。(守樂篇)

蕩々平々

故に古の天下を治めし者は、務めて其の利を平にし、務めて其の窮を贍はし、廣く四國に及ぼし、推して四表に達せり、而して後民其の土に安んじ、人其の業を専らにす、是を以て世は長へに清平にして國は日に富庶なりき、書に曰く、偏なく黨なく王道蕩々、黨なく偏なく王道平々と、民を治る之を蕩といひ、國を治むる之を平といふ、豈に偏なく黨なきの謂にあらずや、今の政を爲す者は、其れ蕩々をなすか、其れ平々をなすか。(守樂篇)

天下の大利

切に望むらくは、公侯以下の常制を立て、聘幣に數あり、問遺するに禮を以てし、饗養の族を却け、貪墨の俗を移し、犯す者は之を刑し、違ふ者は之を罰せんことを、則ち高貴なる者必ず廉にして卑賤なる者必ず直からん、夫れ然る後公侯能く其の社稷を守り、卿大夫能く其の祿位を保ち、士と庶人と能く其の身を安んじ、以て其の妻子に及ばん、是れ誠に天下の大利なり。(通貨篇)

食貨の政

財貨の通ぜざる、抑も亦た人爲の然らしむるなり、之を久ふして變ぜず、聚斂云に盡るに至る、則石一錢に直ひせざるも、亦猶以て饑歲と爲す、是れ豊儉に關せざる者なり、是れ貴賤に繇らざる者なり、是れ其の食貨の政なかる可らざる所以なり。(通貨篇)

興利除害

政を爲すの要は、務めて其の利を興し、務めて其の害を除くに過ぎざるなり、利なる者は己れを利するの謂にあらず、天下の人をして成く其の徳を被り、其の利に由り、而して食足り、財富みて、憂患する所なく、疾苦する所なからしめ、中稔の教、衆庶安んずべ

く、仁孝の俗、比屋封すべき、夫れ之を大利といふ、其の之に反するときは、則ち害あり、害除かざれば、則ち利興らず、故に古の善く國を治むる者は、務めて利を興し、務めて害を除き、而して後民之に由る、之を興すの道いかん、曰く、禮樂なり、文物なり、之を除くの道いかん、曰く、政令なり、刑罰なり、夫れ此の二者は、惟だ君自ら率ふるのみならず、實に天の職を奉ずるなり。(利害篇)

天下の福

故に我が東方の政、壽治の後、吾取ることなし、聖人其の此の如きを憂ひ、禮を制し、樂を作り、中を立て、和を道き、努めて其利を興し、務めて其害を除き、衆庶保つべく、比屋封すべく、以て天下の福を致さんことを求む。(利害篇)

勸善懲惡

惟だ民の蠢々たる、或は其の由る所を失して、禍亂自ら取るときは、則ち従つて之を罪す、是れ其害を除くの道なり、夫れ然る後、其の惡を懲して、其の善を勸む、善をなす者多くして、惡をなす者寡ければ、則ち天下の利興る、禮樂は文の具なり、刑罰は武の事なり、

り、文以て常を守り、武以て變を制し、文以て治を致し、武以て亂を撥む、是故に文は順にして、武は逆、順にして利を興し、逆にして害を除き、順逆互に用ひ、以て能く天下を陶鑄す。(利害篇)

仁者

善く此の道に任する者、之を徳といひ、善く此の道に任ぜざる者、之を不徳といふ、善く此の道を知る者、之を賢といひ、善く此の道知らざる者、之を不肖といひ、善く此の道を行ふ者、之を仁といひ、善く此の道を行はざる者、之を不仁といふ、故に所謂仁者も、亦能く其の利を興し、能く其の害を除く者をいふなり。(利害篇)

興利の道

若夫れ世降り國衰へ、上に賢聖の君なく、下に忠良の臣なければ、則ち禮潰れ、樂淫ぐ、而して刑罰勝げて用ふべからず、徒に害を除くの道を知りて、而して利を興すの道を知らず、徒に變を制するを知りて、而して常を守るを知らず、徒に亂を撥むるを知りて、而して治を致すを知らざれば、又何の仁か之れあらん、又何の徳か之れあらん、是れ奚

んぞ能く政をなすとせんや。(利書篇)

唯だ人を得るにあり

嗚呼今の時の如き依然として軍國の制を承け、滔々乎として反るを知らず、歎息せざらんと欲すと雖も、其れ得べけんや、然らば則ち之をいかんせん、曰く、是れ唯だ人を得るにあり、人を得るは難きにあらず、人に獲らるゝを難しとなす。(利書篇)

富國強兵

食足る之を富といふ、兵足る之を強といふ、富且つ強は天下の大利なり、食既に足り、兵既に強し、然る後國以て虞なかるべきなり、是を以て先王は珠玉を貴ばずして、稻梁を貴び、姫妾を愛せずして、黎庶を愛す、所謂無益を以て有益を害せざるなり。(富強篇)

天下の難己まん

人君の學は、身に六藝の文を脩むるに在らず、口に百家の言を誦するに在らず、苟も道の信すべきを知らば、斯に足らん、夫れ道の信すべきを知らば、則ち道を知る者至ら

ん、至りて而して之を信せば、姦賊將た何に自りてか興らん、國に姦賊無ければ、則ち天下の難は己まん。(富強篇)

二、不惜身命

大貳先生の熱烈たる愛國的至誠は、新論中隨所に其の片鱗を窺ひ知る事が出来るが、就中、「吾奚んぜ坐して之を視るに忍びんや、身を殺して仁を成す、君子の辭せせざる所なり。」文武篇何ぞ鐵石の如き先生の御決意、崇高なる信念、吾人は愈々敬仰の念を禁じあへぬのである。

忠臣の力

政の未だ地に墮ちざる、蓋し二千有餘年、久しと謂ふべし、是を以て其の化の海内に被むる廣しと謂ふべし、其の徳の民心に浹洽する深しと謂ふべし、其の衰ふるに及んでや、白龍水を失ひ、制を小魚に受け、千里を跋渉し、暴露雨を冒すも亦た難しと謂ふべし、此の時に當り、一二忠臣の力を獲て、或は能く其位に復せんも亦且つ小國の君に若かざるなり。

一人其の非を知る者なし

曾て一人其の非を知る者なし。豈に愚の甚しきにあらずや。(大體篇)

機失ふべからず

今や天下の琴瑟調はざるも亦た甚し。是れ宜しく之を更張すべきの秋なり。機失ふべからず。(大體篇)

身を殺して仁を成す

一、即ち今の人生れて一經をも執らざるものは、寐ねて思ひ寐ねて思ふも、焉んぞ其の然るを知らんや、知らずして之を言ふは、妄にあらざれば則ち狂、固より齒牙に掛くるに足らざるなり、然と雖も、天下の民嚮々として其の鄙に勝へず、恟々として其の刻に堪へざる者、吾奚んぞ坐して之を視るに忍んや、身を殺して仁を成す、君子の辭せざる所なり。(文武篇)

二、是の時に當りてや、英雄豪傑、或は身を殺して仁を成し、或は民を率ひて義に徇ふ、忠

信智勇の士、誘掖贊導し、以て天下を扇動せば、饑者の食に就き、渴者の飲に就くが如く、奮然として起り、靡然として従ひ、勢自ら禦ぐ可らざる者あらん、冤を洗ひ恥を雪ぐの心、恩に感じ報を圖るの志ありて、勇を奮ひ義を勵まさば、放伐の易き、蠶を通ずるの木、隙を通ずる堤にして、而かも之に加ふるに疾風暴雨を以てする者と謂ひつべし。(富強篇)

二、聲を呑みて泣く

(松宮主鈴に與ふ書)

大貳先生の勤皇精神、皇政復古の思想は、柳子新論に依つて最も賢明に具顯せられて居ることは、今更申す迄もないが、其他各所に於て之を窺ひ知ることが出来る。就中、松宮主鈴に與へた書は、先生の大義名分を除く所なく、説破し、聲涙共に下るを覺えしめるのである。松宮主鈴は、觀山と稱し、上野の人で、太宰春臺の門に學び、博洽を以て聞え、傍ら武學を講究して、其名高かつた。先生と志を同じくして、未だ一面識はなかつたが、常に相文通して交を結び、先生を目して天下の奇才と歎賞し、或は柳子新論跋を送つて、其厚誼に酬ひた。明和六年三月幕府の忌諱に觸れて、江戸を追はれ、安永

九年六月、九拾五歳の高齡を以て歿した。

一一三

偶々主鈴の柳子新論跋文中に、「但惜むらくは兩都向背の論に至つては、大に然らざる者あり。蓋し未だ聖賢の肺腑に投著せざるを、俗風有り時勢有るを察せずして、一定の權衡を懸け、以て萬方を推すべからず。漢學儒風の偏見崇りをなす者のみ。」原文とありて、先生の感情をいたく激動せしめ、茲に「與松主鈴書」となつて表はれたのである。學者の所論を異にする事は、元より有り得べきことで、先に栗山潜鋒と三宅觀瀾との神器論に於けると軌を一にするものである。本文は先生の意見を遺憾なく發揮し、侃侃諤諤・條理整然、遂に嗚咽して、聲を吞むに至らしめた。兩都向背論は先生の積極性に對して主鈴の消極性を駁撃し、移風易俗こそ、天下を陶鑄するの道なる所以を明かにした。夫の國體を論じ歴史を説き忠臣を賞し逆臣を斥け禮樂の廢れたるを歎き、言々句々、真情紙面に溢れ、忠魂紙背に徹す、誠に警世經國の名文章と言ふべきである。先生の、尊皇精神も大義名分の思想も、本文に縮約せられ後人以て龜鑑とすべきである。

勤皇文庫

第二卷 教學篇
山梨高等工業學校所藏

松主鈴に與ふる書

久しく泰斗の望ありて、未だ一面の識を得ず。室の遠きに非ざれば、豈に相思の未だ深からざるか。屬^{こゝろ}横國手と周旋し、愈々益々高誼を聞くを得たり。价して以て字を左右に修む。不恭を罪することなくんば幸甚なり。僕嘗つて先人が獲し所の新論なる者を藏し、居常謂へらく、願はくば同志の論定を待ちて、而して後に永世の珍となさんと。横子と文を論ずるの餘り、言偶々此に及ぶ。則ち其書は足下の披閱する所となり、且つ其後に跋せられ、而して亦た深謀遠圖を以て稱せらる。是れ既に僕が見る所の者と似たり。則ち得て而して討論する者は、足下に非ずして誰ぞや。夫れ是非の論は私を以てすれば、則ち異なれども、公を以てすれば、則ち然らず。僕は唯だ公道を以て論ぜんことを欲し、私意を以てすることを欲せず、兩都向背の論の如きは、足下謂へらく、俗風有り、時勢あり、一定の權衡を懸けて、以て萬方を推すべからずと。僕は則ち以て然らずと爲すなり。何となれば、則ち俗風改むべからずとは、蓋し下に在るの言のみ。苟も天下を陶鑄せんとする者は、何の忌憚する所あつて、茲に拘拘たらんや。古に曰く、風を移し俗を易ふと。又曰く、舊染汚俗、咸く與に惟れ新なりと。唯だ時勢は則ち固より之を如何ともすべからざるものなり。然れども、聖人亦た此に因りて、以て教を其中に爲し、而して姑く之を處するに權を以てし、漸く之を變

一一三

して以て道に至らしむるなり。然らずんば、則ち禁、何に因りてか止み、令、何に因りてか行はれんや。然らば、則ち天下を陶鑄するの道は、時勢と風俗とを並べて、共に之を術中に置く者なり。夫れ道は一のみ。已むを得ずして而して後に權す。若し然らずして、諉して時勢のみ、風俗のみと曰はば、則ち是れ人に化せられて、人を化すること能はざる者なり。將に何を以て能く天下を治めんとするか。後世教化の夷陵せると、風俗の頽敗せるとは、職として此に之れ由れり。足下此を以て漢儒の偏見と爲す者は、僕竊に取らざるなり。

恭しく惟みるに、古者盤余天皇、區宇を戡定するの初め、天に繼ぎ極を立ててより以降、列聖相承け、劔璽の德以て能く其風を維持し、而して大に其化を布き播す者、二千載に幾く、景雲擊壤、民得て稱する莫し。權衡を一定して能く萬方の外を推す者と謂ふべし。叔世に至りて、此の道漸く衰へ、保平壽治註保元、平治の難、王綱紐を解き、鎌倉兇逆の餘燼、禮樂塗炭となり、遂に陪臣專權の禍根を醸成す。此の時に當りて、身を殺して仁を成す者、獨り楠公の忠有るのみ。下りて足利氏の政を爲すに及びて、君臣位を失ひ、冠履倒置し、傑豪梟帥四方に割據し、而して天下の乱極まれり。天朝の尊も、猶ほ且つ趾を容るる所無し。則ち欲に徇ひ、利を懷ふの賊、其れ孰れか復た窺窺せざらん

や。嗚呼。風俗の敗ること、一に何ぞ此の如きに至れるや。足下之を泰山の安と謂ふ。吾れ其の何を以てするかを知らざるなり。動極りて而後靜に、皇嗣幾んと存じ、僅に其の祀を復す。尊は則を尊なれども、其の奉の如きは、則ち曾て一大夫の祿にだも若かず。吾れ之を聞く毎に、輒ち嗚咽して、聲を呑むに至るなり。且つ足下の所謂人臣官階の權につきては、省中の事は、吾れ知らざれども、外に在りては、多く武臣の私議に出で、而して濫授其の人に非ずして、名實相乖く者、斯れより甚しとなすはなし。其の公議に出づる者の如きは、武辨の徒蔑視して、徒役の如し。不敬の至と雖も、之を能く罪する者無し。權將た何くにかあらんや。若し夫れ租稅財貨の利を視ざることは、上の爲に謀れば、則ち善けれども、抑も復た兆民なる者有らざるか。而して其の事に與かる者も、亦唯だ濫授其の人に非ざれば、則ち凍餒の患に加ふるに、苛刻の刑を以てし、民業之が爲に廢れ、地力之が爲に盡く。苟くも身に反りて、誠なる者孰か首を疾ましめ、額を感むることをせざらんや。夫れ是の如くにして、之を風俗と時勢とに委せんか。是れ豈に所謂刀を執りて人を殺して、我に非ずして、兵なりと曰ふ者と異ならんや。之を如何にしてか、世に聖主の賢臣を獲たるの德ありと謂ふを得んや。皇威下能く諸侯を合制するに及び、君子其の義を重んじ、小人其の利に頼る。然りと

雖も、率ね多く軍國の制を承けて、未だ冠冕の政に復せず。故を以て名未だ正しからざる者有り、言未だ従はざる者あり。是れ將に有道の士の懺らすと爲す所のみ。足下誠に能く箸を聖賢の肺腑に投せば、則ち固より自ら之を知らん、何ぞ必ずしも僕の辯を待たんや。唯だ夫れ野人の朝政を議するは僭踰の罪ありとすれば、則ち想ふに足下も亦婉曲に説を爲す者か。僕は特に公道を以て此事を論ぜんと欲す。故に敢て諸を左右に質す。僕の爲に隠す所なくんば幸甚。時下漸く涼し。千萬自重せよ。

八月七日

山縣昌貞頓首上

大知己主鈴菅君足下

勅皇文庫本に據る

三、敬神

先生が嘗つて香取神宮に詣でて

玉銚の道ある國にたづね來てうてばこたふるかしは手の音

郷里の袴腰天神祠の重修及び酒折・吾孀森兩社の建碑等と共に敬神の一斑を推

知することが出来る。

四、景仰の至りに勝へず

酒折・吾孀森の建碑

大貳先生の、尊皇精神を具顯したものに、酒折宮と吾孀森との建碑がある。先生が日本武尊及び妃弟橘姫の武功、貞烈に感じ、自ら撰文して同志と共に建碑したことは、時代が時代だけに相當の困難性が伴つたに違ひない。

一説に、酒折宮碑の篆額は京都の某公卿に依頼して既に出來上つて居つたが、時の幕府を憚つて遂に上刻せられなかつたと云ふことである。碑文中、「昌貞等不勝景仰之至」この景仰の二文字こそ、武尊に對する先生の切々たる欣慕の至情を表はすと共に、一面深遠なる餘韻の含蓄せられて居ることを思はざるを得ない。更に銘文中に「惟神開國 皇舉其綱」國家の基本觀念を明確に指示したる所に、先生の國家的觀念の片鱗を窺ひ知ることが出来る。

酒折宮碑 (甲府市酒折町 酒折宮に現存)

酒折宮碑

日本武尊既平東夷還次甲斐國酒折宮此爲其舊址有祠享祀不解者千六百有餘年干今矣昌貞等不勝景仰之至樹石廟庭謹爲之銘嗚呼 尊之靈德千載之下八埏之外靡不被其化焉若夫底績之著則史藉歷然此不復序銘曰 維神開國皇舉其綱要荒未服逞其強梁偉哉 帝子是民之望爰提神劍經營四方梟帥授首蝦夷來王威德所及莫不披壤愷旋作詠新墾之章鏗鏘遺響千載流芳允文允武盛化洋洋縣縣洪趾寰宇以康
寶曆十二年壬午夏四月

山縣昌貞謹撰
加藤 翼拜書

吾孀森碑 (下總國葛飾郡吾孀森
向島吾孀神社に現存)

吾孀森碑

紀稱

日本武尊有

妾

弟橘媛穗

積宿彌忍山之女

也 尊之征東夷媛亦

從焉爰自駿河國進抵相模將航上總馳水之海風起浪泌朦朧將覆 媛白云是必海神之爲崇也妾願代 尊而死披瀾而入風浪乃靜船得着岸 媛既平蝦夷還巡常甲武野之地及登碓日嶺顧望歎曰吾孀者耶山東諸國呼曰吾孀蓋自是始矣爾後瀕海多建其祠而下總之葛飾亦有吾孀森傳云是 橘媛之墓雖史所不載而人口是碑豈容疑乎乃今勒之石蓋以示不朽也夫 媛之精烈雖毅然大丈夫哉聞之不能不改其容而 尊之一言長爲山東之通稱者孰其不欣戴之哉若其神裔復祀於千載之後而至于今者則別有祠官錄藏焉銘曰 吾孀之國吾孀之森邦彥國媛千載之明禮天而不墜也靈蹤其溷耶
明和三年丙戌孟夏建

武藏藤原博古謹撰
友人平 鱗拜書

明和三年と云へば先生就刑の前年で、先生の身邊も相當に危険性を感じ、幕府彈壓の手も漸次襲ひかからんとした時である。故に本名を用ふることは幕府を憚り目的を挫折せしむるの患れがあるので已むを得ず假稱名を用ひたものと見える。而し假名藤原博古にも何となく意味深長の趣があつて、復古思想の一片が窺はれる。精烈貞婦の建碑できへ斯る心遣ひせねばならぬ志士の胸中は眞に察するに餘りがある。それだけ熱烈なる愛國の士でなければ爲し得ざる所で、權門に媚び威武に屈する者にしては到底能く企て及ぶべき所ではない。

五、能く古道を復す

大貳先生には頗る多種多様の著書が有るが、その精神は何れも、聖世の御代に復し或は古道を興し濟世經國の術に供し、又は治國安民の策を樹てんとするの眞意に外ならぬのである。例へば、琴學發揮にしても當時禮樂廢れ民心弛廢し季世を現出したので、宜しく古樂を復興して移風易俗、理性修身の資に供し、又天啓發蒙は關東曆のみ用ひられ西京曆の用ひられざるを歎き、素難評醫事搔亂は徒らに近世醫學に囚はれて古代醫學の忘れられたる幣風を慨き、大に世道人心の指導に努められたので

ある。

琴學發揮序

原夫移風易俗樂是爲崇、理性修身、琴乃其首、是以聖主施教、用能省萬邦之風、君子守常由以見六德之就、故廟庭可以薦蘋蘩之誠、燕寢可以濯煩囂之塵、晚近朱氏之譜、必非詔武之遺、既覺時流之不從、乃思古道之可復、下略

天啓發蒙の文中に

今上登極ノ初關東ノ奏ニ依リテ更ニ觀星臺ヲ興シ、即量多年ニシテ曆成テ之ヲ奏ス。寶曆四年ニ至テ天下ニ頒行ス。詔シテ寶曆甲戌曆ト云。寶曆甲戌ノ年安家土家ノ氣朔曆ヲ見レバ初ニ用、貞享曆法ト註セラル。是疑ラクバ新曆ノ數ノイマダ精ナラザルヲ嫌テ直ニ舊法ニ依ラレケルニヤ。又東武ノ測量ヲ以テ曆數ヲ起シタラバ西京トノ時差モ猶一刻ニ近カルベシ。是等ノ差別ナクバ曆數ハ議スベカラズ。曆ヲ頒ツコトハ必ズ京師ヲ以テ本トシテ五服ハ皆是ヲ準トシテ求ムベキコトナリ。余イマダ知ラズ。今ノ曆ハ西京ノ曆ナルヤ、關東ノ曆ナルヤ、ココニ於テ一大息シテ止ム。

又同書後序中に、「古の律に、天文曆術の書を私藏し、また私に習ふものは徒罪一年に

處せらるゝとある。武臣政をなすに及んで此禁が弛み吾輩も亦此書を私藏し其術を習ふことが出来たのは幸である。幸にして罪は免れる事は出来たが、さて幕府の爲す所の曆術(實曆)は良くない。故に古道(中御門家の古曆即ち皇室に頒布した古曆を指す)に復し得るやうにとて此書を著した。若し夫れ明時能く古法を行ひ坐するに犯禁を以てするも亦吾れの悔るざる所である。と述べて居るが、凛然たる先生の態度は敬服に値せざるを得ない。犯禁に坐するも敢て怖れず、皇室の爲に古道を復さんとする、先生の滅私奉公の大精神こそ、日本精神であり、武士道精神である。天啓發蒙跋

乃自謂天。儻。大。欲。能。復。吾。道。而。備。員。步。趨。乎。其。在。大。史。之。後。可。以。免。殺。不。赦。者。在。此。若。夫。明。時。能。行。古。法。坐。以。犯。禁。亦。吾。所。不。悔。也。遂。自。書。其。後。

素難評醫事搔亂

山縣大貳著
山縣神社藏

正篇一冊十五枚跋三枚

跋 明和二年冬在土山田直幹撰

時有古今、世有盛衰者、謂風俗也、而不學無術之徒、唯以是爲口實、動乃曰、古。道。不。可。行。於。今。古。方。不。可。施。於。今。也。吁。亦。愚。哉。夫。性。近。也。習。相。遠。也。今。之。不。如。古。者。豈。性。之。所。使。然。耶。後。世

可恐也、奚知來者之不如今也、今之天地、即古之天地、天地無異乎、人亦將然矣、其所以爲異者、其唯時乎、在聖世則爲聖世之人、在戰國則爲戰國之人、所謂少成自然者、亦何古今之有、况以今之風寒病今之、云云

七、史編に薰る

俟采擇錄

久坂玄瑞著、久坂玄瑞は通稱は義助、秋湖、江月齋と號し、長門國の人である。吉田松陰の妹婿で、松下村塾の俊才、攘夷論の急先鋒、文久三年(二五二二)七卿落の事に活躍し、元治元年(二五二四)蛤御門の變に長州藩をして朝敵の汚名を蒙らしめた責を引いて自及した志士である。年二十六。

明和四年丁亥八月某日、山縣大貳節に死す。山縣嘗て柳子新論十三編を著はす。

中略 帷を永澤町に下し、徒を集めて兵を講ず。

天朝を尊んで覇を抑ふ。その志寔に悲しむべし。竟に幕吏これを判じ、皇を尊び覇を抑へ、及び甲府その他要害の地形を談するを以て、不敬の至りとし、斬に處せり。山縣と居を同じうする者、藤井右門も亦刑を同じうせり。これが爲に連坐して流に處せられ及び逐はるる者數人なりき。嗚呼、高山仲繩、蒲生君平の前に、既に斯

の人ありき。今を距ること殆んど一百年。しかも湮滅して顯はれざりしは、學者多くは罪を懼れ死を顧りみ、敢て筆にせざりしのみ。敢て言はざりしのみ。原文 嗚呼、高山仲繩・蒲生君平前既有斯人、距今殆一百年、而湮滅不顯者、學者多懼罪愛顯死、不敢爭耳、不敢言耳。

大政紀要 勅撰

甲斐ノ處士山縣大貳等十數人ト謀リ良房(諏訪)ノ志ヲナサント圖ル、大貳乃チ書ヲ著ハシ、勤王ノ事ヲ論ジ、兵ヲ講ジテ謀ヲ畫ス。明和四年八月幕府其免ヲ捕ヘ謀叛ヲ以テ之ヲ論ジ悉ク斷流ス。云々

みとものかず 池原香榊

昌貞はよび名を大貳といひて、此國の人なるが、朝廷のおとろへさせたまへるをいたくなげきて、其かたにいそしみたるが、明和四年八月徳川氏のうたがひをうけて、藤井右門とともに殺されたり。此人高山正之・蒲生秀實にもをさくおとらぬ志なれば、さるべき賞譽あらまほしきよしを、宮内卿にまをし出置ぬ。

文學博士 西田直二郎著

國史通記 國民版

第十六章 勤王思想の勃興と王政復古

古精神の討究 山崎闇齋は、はじめは儒學を講じたが、後には神道に志して晩年には垂加神道といふ教義を立てた。この神道は日本書紀の神代卷を解釋して、日本の古精神を宣揚するにあつて、特に皇祖の神の天照大神とその御子孫にあらせられる天皇を信仰し崇敬することを説いた。この流を汲むものに竹内式部が出で、將軍家重の頃、京都で公卿の間に尊王の大義を鼓舞したので、寶曆九年、幕府のため捕へられて罪せられ、ついで家治の頃にも同じく闇齋の學問を奉ずる山縣大貳が江戸に於て兵學を講じ、柳子新論を著はして尊王論を唱へ、同志の藤井右門とともに、明和四年刑に處せられた。

尋常小學日本歴史 卷二 兒童用、明治四十年發行

第十 尊王論ノ課。尊王論漸く起るの項に

是より先、徳川光圀諸方より學者を招きて、大日本史の編纂に着手し、國史の研究を始めしより、世人漸く我が國體を知りて、皇室の尊嚴なる所以を解し、幕府が政を専らにするを憚りて、之を口にすることも未だ曾て有らざりしが、吉宗薨去の後に至り、竹内式部・山縣大貳など相ついで出でて、尊王の說を唱へ、幕府の不義を論じたり。是

等の人々は何れも幕府の爲に罪せられたりしかども、國史の研究益々進み、殊に國の勃興すると共に、尊王論は次第に勢を得たり、

尋常小學國史 昭和十二年二月發行

高山彦九郎と蒲生君平

「朝廷の御威光の衰へたのをなげくものあらはれた」の項中

尊王論が盛になるにしたがつて、朝廷の御威光の衰へたのをなげくものが、つきつぎにあらはれるやうになつた。寛政の頃の高山彦九郎や蒲生君平は、取分け有名である。

(此時抹消せられた)

尋常小學國史 大正十年改正 下巻

第四十六 高山彦九郎と蒲生君平

「朝威の衰へたるをなげくもの出づ」の項中

さきに竹内式部山縣大貳など出でて、尊王の大義をとなへ、いづれも幕府に罪せられたりしが、今や、尊王論の盛なるにつれて、朝廷の御威光の衰へたるをなげくもの相ついであらはるるに至れり。寛政の頃の高山彦九郎蒲生君平の如きは、其の最も名

高きものなり。

山縣柳莊之碑 在東京市四谷區全勝寺境内

内大臣從一位大勳位公卿三條實美篆額

先生姓山縣名昌貞字公勝號柳莊通稱大貳以享保十年某月日生於甲斐國巨摩郡篠原村父稱領藏世爲郷士先生天資英邁自儒佛陰陽方技至諸子百家矣不綜覈最長於鈴略之學寶曆六年來江戸十二年下帷於八町堀教授從游者數百人小幡侯織田信邦巖槻大岡忠光皆延爲賓師縉紳家亦與焉先生持論以尊王室擯幕府爲主幕府忌之以爲謀不軌中出大辟實明和四年八月廿二日也享年四十有三公卿列侯連坐者亦多云門人小泉養老葬之四谷全德寺今之全勝寺是也長子好春昌齋藤氏次子長順昌今村氏皆爲幕府避也事具於家譜長順即亮先考也明治十三年 今上巡行山梨縣以其夙齋勤王之志爲唱義首謀特賜祭典於是亮孫昌威始復本姓又刻其所著柳子新論以獻之其他有院政略記素難評醫事撥乱天經發蒙省私錄孫子講義大岡行狀記者之著今茲丙戌五月與住持勝惟自謀改建碑因錄其梗槩如此

明治十九年五月

不肖 孫亮謹撰

(備忘) 山縣氏之墓 在全勝寺

表 後園院 卓英其雄 居士
明和四年八月二十一日

後園院 歌山妙喜 大師
寶曆八年八月晦日

一三八

甲斐碑文集

卓哉山大貳慷慨有雄志當彼式微率先勤王事新論一篇書堂々說大義志士相呼應四方來投刺忽爲霸府猜空埋干將器干將雖空埋紫氣感同類高山與蒲生並起繼其志况復山陽直筆無所忌氣運忽一所霸圖遂顛墜明主賞其功特旨贈四位醇酒勳告君應瞑九地

正三位 男爵 富岡 敬明

柳莊山縣先生碑

正二位勳一等伯爵田中光顯篆額

霸政興而王道衰王道衰而禮樂征伐出於將軍天下各以其道爲道民無所措手足嗚呼是所以柳莊山縣先生慷慨悲憤講明王章民義以身殉國也先生甲斐名將山縣昌景之裔少學於加賀美櫻塢後師事五味釜川寶曆六年游江戶下帷講政刑鈴稻之學從游者數百人藤井右門亦來寄之與京師處士竹內式部等東西呼應唱皇道光與之義小幡侯

織田信邦遣老臣吉田玄蕃津田賴母詣其門待以賓師幕府深憚之遂逮繁中以大肆實明和四年丁亥八月二十二日也先生天資豪邁有大節以明王章正民義自任嘗著柳子新論十三篇曰先王之大經大法自有律令可見焉若能愛有民之心名其不可正乎禮樂其不可興乎刑罰其不可措乎衷哉天下無有其人也先生之濺心血寓經綸者在此書其所以鼓舞天下之士氣者亦未嘗不在此書而終招奇禍先生常稱日本武尊之偉勳建碑於酒折宮跡又欽橘媛之貞烈建石於吾孀森皆撰其銘嗚呼正名之學行而霸政倒霸政倒而王政興復古之業實以先生爲唱首焉明治十三年龍駕巡狩聖恩潤荒墳以釋其冤二十四年追贈正四位甲人石井久太郎君深慨其遺蹟之湮滅與同志謀欲再建碑吾孀森傳諸不朽來徵文予乃銘之曰

尊王斥霸 立言煌煌 先生之節 日月爭光

赫々明々 斯銘弗滅 千載之下 永仰遺烈

昭和七年壬申八月二十二日

蘇峰 德富猪一郎撰

澹如 滑川 達書

(完)

KI4N-10

昭和十九年七月廿五日印刷
昭和十九年八月一日發行

編輯兼
發行所
山梨縣

印刷者
甲府市百石町三〇二番地
和田吉彌

印刷所
甲府市百石町三〇二番地
又新
社

(社印)

終